椎葉村地域防災計画

【地震災害対策編】

(令和3年度改正)

令和3年7月 椎葉村防災会議

目 次

第1編	総 論	1
第1章	総則	3
第1節	椎葉村地域防災計画の目的	3
第2節	計画の基本方針	3
第3節	用語の定義	3
第2章	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	5
第1節	各機関の実施責任	5
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3節	住民の責務	19
第3章	村の現況	20
第1節	自然的条件	20
第2節	社会的条件	20
第2編	地震災害対策編	21
第1章	災害履歴と地震被害想定	23
第1節	災害履歴	23
第2節	地震被害想定	23
第2章	地震災害予防計画	32
第1節	地震に強いむらづくり	32
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	39
第3節	住民の防災活動の促進	66
第3章	震災応急対策計画	76
第1節	活動体制の確立	76
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	84
第3節	広域応援活動	111
第4節	救助・救急及び消火活動	126
第5節	医療救護活動	130
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	134
第7節	避難収容活動	136
第8節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	155
第9節	保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	159
第 10 節	市 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動	165
第 11 節	市 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動	168
第 12 節	5 公共施設等の応急復旧活動	169

第 13 節	ライフライン施設の応急復旧	170
第 14 節	被災者等への的確な情報伝達活動	171
第 15 節	二次災害の防止活動	173
第 16 節	自発的支援の受け入れ	178
第 17 節	災害救助法の適用	181
第 18 節	文教対策	188
第 19 節	農林水産関係対策	192
第 20 節	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	193
第4章	地震災害復旧・復興計画	197
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	197
第2節	迅速な現状復旧の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	197
第3節	計画的復興の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
第4節	被災者の生活再建等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205

第1編総論

第1章 総則

第1節 椎葉村地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、椎葉村防災会議が椎葉村の地域における災害対策に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。

防災計画の策定に当たっては、地震災害対策編については宮崎県地震被害想定調査の結果等を踏まえ実際的な計画とし、風水害等対策編については本村の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際的な計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、住民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 5 条の推進計画については、この計画をもって、これに当てるものとする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものと する。

第3節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

1 基本法 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)をいう。

2 救助法 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) をいう。

3 村防災計画 災害対策基本法に基づき、椎葉村防災会議が策定した椎葉村地域

防災計画をいう。

4 県防災計画 災害対策基本法に基づき、宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域

防災計画をいう。

5 村災対本部 災害対策基本法に基づき設置された椎葉村災害対策本部をいう。

6 村現地災対本部 椎葉村災害対策本部の災害現場における本部をいう。

7 村災対本部長 椎葉村災害対策本部長をいう。

8 県災対本部 災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。

9 県災対本部長 宮崎県災害対策本部長をいう。

10 地方支部 宮崎県災害対策本部地方支部をいう。

11 地方支部長 宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。

12 現地災対本部 宮崎県災害対策本部の災害現場における本部をいう。

13 現地災対本部長 宮崎県災害対策本部現地本部の本部長をいう。

14 宮崎県地震被害想定調査 宮崎県が実施した宮崎県地震被害想定調査結果をいう。

15 防災関係機関 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機

関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

16 避難場所 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に

避難する施設や場所をいう。

17 指定緊急避難場所 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)で定める安全

性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として村長が指定し

たものをいう。

18 避難所 公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設を

いう。

19 指定避難所 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公

共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として村長

が指定したものをいう。

20 要配慮者 高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含

む。

21 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあ

る場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅

速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

22 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 各機関の実施責任

1 村

村は、村の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の 第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共 団体の協力を得て防災対策活動を実施するものとする。

2 県

県は、本県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、 指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び市町村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に指示、指導、助言等の措置を取るものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策 活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するも のとする。

5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県防災計画に示された措置、施策、 事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備 を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること。
- (2) 村災対本部等防災対策組織の整備に関すること。
- (3) 防災施設の整備に関すること。
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること。
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。
- (8) 給水体制の整備に関すること。
- (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。
- (10) 災害危険区域の把握に関すること。
- (11)各種災害予防事業の推進に関すること。
- (12) 防災知識の普及に関すること。
- (災害応急対策)
- (13) 水防・消防等応急対策に関すること。
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。
- (16)災害時における文教、保健衛生に関すること。
- (17) 災害広報に関すること。
- (18)被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (19) 復旧資機材の確保に関すること。
- (20) 災害対策要員の確保・動員に関すること。
- (21)災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること。
- (23)地域安全対策に関すること。
- (24)災害廃棄物の処理に関すること。
- (災害復旧)
- (25)公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- (26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関すること。
- (27) 村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。
- (28)義援金品の受領、配分に関すること。

2 県(本庁、土木事務所、農林振興局、県税事務所等)

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること。
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
- (3) 防災施設の整備に関すること。
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること。
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
- (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること。
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
- (11) 防災知識の普及に関すること。
- (災害応急対策)
- (12)災害予警報等情報の収集・伝達に関すること。
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
- (14)被災児童生徒等に対する応急教育の実施に関すること。
- (15)災害救助法の適用に関すること。
- (16)災害時の防疫その他保健衛生に関すること。
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。
- (18)公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
- (20)緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。
- (21)自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること。
- (23) 地域安全対策に関すること。
- (24)災害廃棄物の処理に関すること。
- (災害復旧)
- (25)公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- (26)物価の安定に関すること。
- (27)義援金品の受領、配分に関すること。
- (28) 災害復旧資材の確保に関すること。
- (29) 災害融資等に関すること。

3 宮崎県警察本部(日向警察署(椎葉駐在所)、西都警察署(村所駐在所))

(災害予防)

- (1) 災害警備実施計画に関すること。
- (2) 通信確保に関すること。
- (3) 関係機関との連絡協調に関すること。
- (4) 災害装備資機材の整備に関すること。
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
- (7) 防災知識の普及に関すること。
- (災害応急対策)
- (8) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (9) 被害実態の把握に関すること。
- (10)被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。
- (11) 行方不明者の調査に関すること。
- (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。
- (13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること。
- (14)被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。
- (15)避難路及び緊急交通路の確保に関すること。
- (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。
- (17) 広報活動に関すること。
- (18) 死体の見分・検視に関すること。

【指定地方行政機関】

4 九州管区警察局

- (災害予防)
- (1) 警備計画等の指導に関すること。
- (災害応急対策)
- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
- (4) 他の管区警察局との連携に関すること。
- (5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- (7) 警察通信の運用に関すること。
- (8) 津波予報の伝達に関すること。

[宮崎県情報通信部]

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること。
- (2) 他の県情報通信部との連携に関すること。
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- (4) 警察通信運用に関すること。

5 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関すること。
- (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること。

(災害復旧)

- (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。
- (4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。

6 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- (2) 関係職員の現地派遣に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。

7 九州農政局

(災害予防)

- (1) 米穀の備蓄に関すること。
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。

(災害応急対策)

- (4) 農業関係被害の調査・報告に関すること。
- (5) 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること。
- (6) 応急用食料の調達・供給に関すること。
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること。

(災害復旧)

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること。
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること。

- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること。
- (11)土地改良機械の緊急貸付に関すること。
- (12)被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること。
- (13)技術者の緊急派遣等に関すること。

〔九州農政局宮崎地域センター〕

(災害予防)

(災害応急対策)

(1) 災害時における応急用食料の供給・支援に関すること。

8 九州森林管理局(宮崎森林管理署・宮崎北部森林管理署)

(災害予防)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること。
- (2) 林野火災予防体制の整備に関すること。
- (災害応急対策)
- (3) 林野火災対策の実施に関すること。
- (4) 災害対策用材の供給に関すること。
- (災害復旧)
- (5) 復旧対策用材の供給に関すること。

9 九州経済産業局

(災害予防)

- (1) 地盤沈下の防止に関すること。
- (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。
- (4) り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること。
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。

(災害復旧)

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること。
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること。

10 九州産業保安監督部

(災害予防)

(1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関すること。

- (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。
- (3) 鉱山の保安に関する指導監督に関すること。
- (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。

(災害応急対策)

- (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関すること。
- (6) 鉱山における応急対策の指導監督に関すること。

11 九州運輸局(宮崎運輸支局)

(災害予防)

- (1) 交通施設及び設備の整備に関すること。
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること。
- (7) 緊急輸送命令に関すること。

12 宮崎地方気象台

(災害予防)

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

13 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関すること。
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信の統制、管理に関すること。
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(6) 災害時における移動通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること。

14 宮崎労働局(延岡労働基準監督署)

(災害予防)

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること。
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及び高揚に関すること。

(災害補償対策)

(3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること。

(災害応急対策)

- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏洩、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次 的災害の防止に関すること。
- (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること。

15 九州地方整備局(延岡河川国道事務所)

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について、次の措置を取る。

(災害予防)

- (1) 気象観測通報についての協力に関すること。
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- (3) 災害危険区域の選定又は指導に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること。
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること。

(災害応急対策)

- (8) 洪水予報の発表及び伝達に関すること。
- (9) 水防活動の指導に関すること。
- (10)災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- (11) 災害広報に関すること。
- (12)緊急物資及び人員輸送活動に関すること。

(災害復旧)

(13)被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。

(その他)

(14)国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

16 自衛隊 (陸上自衛隊、航空自衛隊)

(災害予防)

- (1) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

(災害応急対策)

(3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

【指定公共機関】

17 日本郵便株式会社(宮崎中央郵便局、松尾郵便局、上椎葉郵便局)

(災害応急対策)

- (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (2) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。
- 18 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ(宮崎支店)、KDDI株式会社

(災害予防)

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信に関すること。
- (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。

19 日本銀行(宮崎事務所)

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること。

20 日本赤十字社 (宮崎県支部)

(災害予防)

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

21 日本放送協会(宮崎放送局)

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (6) 災害時における広報に関すること。

(災害復旧)

(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

22 日本通運株式会社(宮崎支店)

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること。
- (災害応急対策)
- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。

(災害復旧)

(3) 復旧資材等の輸送協力に関すること。

23 九州電力株式会社(宮崎支社、上椎葉発電所、岩屋戸発電所)

(災害予防)

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) ダムの管理に関すること。
- (災害応急対策)
- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。

(災害復旧)

(3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

【指定地方公共機関】

24 宮崎交通株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること。
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること。
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること。

25 宮崎日日新聞社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害時における報道の確保対策に関すること。
- (災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の報道周知に関すること。
- (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (5) 災害時における広報に関すること。
- (災害復旧)
- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。

26 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること。
- (災害応急対策)
- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。
- (災害復旧)
- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること。

27 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。
- (災害応急対策)
- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (6) 災害時における広報に関すること。
- (災害復旧)

(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

28 宮崎県医師会(日向市郡医師会)

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

29 宮崎県歯科医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における歯科医療の実施に関すること。
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること。

30 宮崎県薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること。

31 宮崎県看護協会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること。

32 宮崎県LPガス協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。

33 宮崎県管工事協同組合連合会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。

34 宮崎県警備業協会

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること。

35 一般社団法人宮崎県建設業協会

(1) 災害時における応急対策に関すること。

36 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビィーティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (6) 災害時における広報に関すること。

(災害復旧)

(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】

37 日向農業協同組合(椎葉支店)

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 農作物災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。
- (4) 被災農家に対する融資斡旋に関すること。

38 耳川広域森林組合(椎葉支所)

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。

39 椎葉村漁業協同組合

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋に関すること。

40 商工会議所、商工会等の商工業関係団体

(災害予防・災害応急対策)

(1) 村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること。

(2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。

41 椎葉村国保病院の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
- (5) 災害時における死体の移送管理に関すること。

42 特別養護老人ホーム平寿園の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

43 小中学校の学校長

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練に関すること。
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること。

44 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 安全管理の徹底に関すること。
- (2) 防護施設の整備に関すること。

45 地域婦人連絡協議会、青年団連絡協議会等の社会教育関係団体

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 救助活動への協力に関すること。
- (2) 災害復旧活動への協力に関すること。

46 地区区長

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 救援物資の配給に関すること。
- (3) 死体の捜索及び救助への協力に関すること。

47 各区·集落

(災害予防)

- (1) 平常時における地域内の防災対策の推進に関すること。
- (災害応急対策)
- (2) 災害時における地域内の防災対策、被災箇所調査の推進に関すること。
- (3) 村が実施する災害応急対策への協力に関すること。

48 椎葉村消防団

(災害予防)

- (1) 団員能力の維持・向上に関すること。
- (2) 村及び区・集落の行う防災対策への協力に関すること。
- (災害応急対策)
- (3) 災害の情報の収集・伝達に関すること。
- (4) 消防活動に関すること。
- (5) 救急・救助活動に関すること。
- (6) 避難活動に関すること。
- (7) 行方不明者の捜索に関すること。
- (8) その他本部長が指示する災害応急対策に関すること。

49 椎葉村社会福祉協議会

(災害予防)

- (1) 要配慮者対策に関すること。
- (2) 村及び区・集落の行う防災対策への協力に関すること。
- (災害応急対策)
- (3) 要配慮者の災害応急対策に関すること。
- (4) 災害ボランティアセンターに関すること。

第3節 住民の責務

基本法の平成7年の改正により「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない(基本法第7条第2項)」と定められたところである。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

第3章 村の現況

第1節 自然的条件

本村は、宮崎県の西北部九州山脈の中央部に位置し、東は諸塚村、美郷町西郷区、南は美郷町南郷区、西米良村、西都市、北は五ヶ瀬町に、その他はすべて熊本県に接している。東西 27km、南北 33km、総面積 537. 29 kmの広がりを持つ、宮崎県最大の面積の村である。全体の約 96%は山林で占められており、国見岳、市房山など九州屈指の秀峰をはじめ、標高 1,000m を超える山岳が数十を数えるほどの山岳重畳の地である。これらを分水界として、耳川、小丸川、一ツ瀬川の県内屈指の河川が村内に源を発し、急流であるため、豊富な水量と落差を利用する全国有数の発電源となっている。

この三大河川及びその支流に沿った傾斜地にわずかな耕地が点在し、農林業を主業とする集落を形成している。地質的には、その大部分が中世古代四万十層に属し、砂石粘板岩、千枚岩が多く、これらの層は北東から南西に並走しており、一部は秩父古生層があり、多量の石灰岩が埋蔵されているほか、マンガン、銅が戦前から戦後にかけて産出された。

椎葉村は、年間平均雨量 2,800 mm前後、平均気温 15℃の冷涼多雨多湿の地である。九州の屋根に位置するため、道路以外の交通手段がなく、役場のある上椎葉から国道 265 号線で山都町、五ヶ瀬町や南の西米良村、熊本県の水上村へ出る道路、国道 327 号線で諸塚村、国道 388 号線で美郷町南郷区に出る道路が主要な交通路である。宮崎市へは、国道 327 号線を経て、日向市より国道 10 号線に出るケースと、国道 388 号線で美郷町南郷区へ至るなどのいくつかのケースが考えられる。

平成8年に椎葉村と五ヶ瀬町の境の国見峠に長さ 2,777m の国見トンネルが開通し、椎葉~五ヶ瀬間1時間以内が実現した。また、日向市への国道も徐々に整備されており、年々生活圏が拡大している。

第2節 社会的条件

本村の人口の推移は、年々転出による人口減少が依然続いている。平成 27 年の世帯数は 1,128、人口は 2,808 人である (国勢調査)。村の地区は、下福良、不土野、大河内、松尾の4つの大字に分けられるが、このうち下福良に人口が集中している。若年層の人口の減少が著しく、逆に 65 歳以上の単身世帯が増加する傾向にあり、これが避難行動要支援者の増加となっている。村内の従業者数は継続的に減少しており、平成 22 年から平成 27 年の 5 年間では 83 人の減少となった。この間、第一次産業従業者は増加したが、その他産業従業者が減少した (国勢調査)。

第2編 地震災害対策編

第1章 災害履歴と地震被害想定

第1節 災害履歴

1909 年に、人吉市との境でマグニチュード 7.6 の地震が発生しているが、椎葉村としての被害は報告されていない。

第2節 地震被害想定

平成 25 年 10 月、既に内閣府が発表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」(平成 24 年 8 月) (平成 25 年 3 月) における考え方及び算定手法を踏襲し、宮崎県では「県における南海トラフ 巨大地震等に伴う被害想定」を行っている。

第1款 被害想定の前提とする外力(地震動)について

県内に影響の大きい2つのケース(最大震度7)について、次のとおり想定している。

1 想定ケース(1)

内閣府(平成 24 年)が設定した強震断層モデル(陸側ケース)を用いて、県独自 に再解析した地震動の想定結果に基づくケース。

2 想定ケース②

県独自に想定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づくケース。

3 被害想定のシーンと条件

- ・シーン(季節・時刻)については、特徴的な3種類を設定(内閣府同様)。
- ・風速については、比較的強い風速毎秒8mを設定(内閣府同様)。

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が
	発生する危険性が高くなる。
	*屋内滞留人口は、深夜~早朝の時間帯でほぼ一定。
②夏·昼 12 時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は、シーン①と比較して少ない。 *木造建物内滞留人口は、昼10時~15時でほぼ一定。

シーン設定	想定される被害の特徴
	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺に滞留者が多数存在する。 ・道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

第2款 各種被害の想定

1 建物被害

全半壊棟数(想定ケース①、シーン設定③)

液状	犬化	揺	れ	急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊(棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失(棟)	全壊 • 焼失 (棟)	半壊 (棟)
-	ı	約 10	約 130	-	約 10	-	約 10	約 140

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

全半壊棟数(想定ケース②、シーン設定③)

液状	犬化	揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合	計
全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊 · 焼失 (棟)	半壊 (棟)
-	-	約 10	約 130	-	約 10	-	約 10	約 140

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

2 人的被害

全半壊棟数(想定ケース①、シーン設定①、現状の津波避難ビルあり)

	建物	倒壊		急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀 ほか		合計	
死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
_	-	約 10	_	_	_	=	_	-	_	_	約 20

「-」: わずか

全半壊棟数(想定ケース②、シーン設定①、現状の津波避難ビルあり)

	建物	倒壊		急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀 ほか		合計	
死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
-	_	約 10	-	_	-	-	-	-	_	-	約 20

「-|:わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

要救助者数(自力脱出困難者数)(想定ケース①)

揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数(人)							
冬深夜 夏12時 冬18時							
_	-	-					

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

要救助者数(自力脱出困難者数)(想定ケース②)

揺れに。	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数(人)							
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時						
_	-	-						

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

3 ライフライン被害

上水道 (想定ケース①)

1 J-A-A	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
給水人口 (人)	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
()()	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
約 690	約 580	85	約 360	52	約 180	27	約 20	3

「-」: わずか

注1:断水率は、給水人口に占める断水人口の割合。 注2:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

上水道(想定ケース②)

% ∆-1, 1 □	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
給水人口 (人)	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
約 690	約 580	83	約 330	48	約 160	24	約 20	3

「-」: わずか

注1:断水率は、給水人口に占める断水人口の割合。 注2:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

電力(想定ケース①)

4	₹ ₩	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1. 箇月後	
黾	重灯軒数 (軒)	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
	(甲十)	(軒)	(%)	(軒)	(%)	(軒)	(%)	(軒)	(%)
糸	勺 2, 200	約 1,600	72	約 390	18	約 30	1	-	0

「-」: わずか

注1:停電率は、電灯軒数に占める停電軒数の割合。 注2:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

電力(想定ケース②)

電灯缸粉	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1 箇月後	
電灯軒数 (軒)	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
(甲十)	(軒)	(%)	(軒)	(%)	(軒)	(%)	(軒)	(%)
約2,200	約1,600	72	約 370	17	約 30	1	-	0

「-|:わずか

注1:停電率は、電灯軒数に占める停電軒数の割合。 注2:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

通信:固定電話(想定ケース①)

	被災	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1 箇月後	
回線数	不通	不通	不通	不通	不通	不通	不通	不通	
(回線)	回線数	回線率	回線数	回線率	回線数	回線率	回線数	回線率	
	(回線)	(%)	(回線)	(%)	(回線)	(%)	(回線)	(%)	
約1,300	約 940	72	約 230	18	=	0	_	0	

「-」: わずか

注1:不通回線率は、回線数に占める不通回線数の割合。注2:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

通信:携帯電話(想定ケース①)

被災	被災直後		被災1日後		1日後	被災1	被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	
11	A	28		12	-	11	-	

「-」: わずか

注1:停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合。

注 2 : 携帯電話不通ランク A : 非常につながりにくい、B : つながりにくい、C : や

やつながりにくい。

通信:固定電話(想定ケース②)

	被災	直後	被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
回線数	不通	不通	不通	不通	不通	不通	不通	不通
(回線)	回線数	回線率	回線数	回線率	回線数	回線率	回線数	回線率
	(回線)	(%)	(回線)	(%)	(回線)	(%)	(回線)	(%)
約1,300	約 940	72	約 220	17	ı	0	I	0

「-」: わずか

注1:不通回線率は、回線数に占める不通回線数の割合。 注2:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

通信:携帯電話(想定ケース②)

被災	直後	被災1日後		被災△	1日後	被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク
11	A	27	_	12	_	11	_

「-」: わずか

注1:停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合。

注2:携帯電話不通ランク A:非常につながりにくい、B:つながりにくい、C:や

やつながりにくい。

注3:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

4 交通施設被害

道路(想定ケース①)

津波浸水域外被害	(箇所)
約 40	

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

道路(想定ケース②)

津波浸水域外被害(箇所)	
約 40	

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

5 生活のへの影響

避難者 (想定ケース①)

被災1日後			神	皮災 1 週間後	Ŕ	被災1箇月後		
避難者			避難者			避難者		
(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外
約 50	約 30	約 20	約 260	約 130	約 130	約 150	約 40	約 100

「-」: わずか

避難者 (想定ケース②)

	被災1日後		褚	皮災 1 週間後	ź	被災1箇月後			
避難者	E 難者 避難者					避難者			
(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	
約 50	約 30	約 20	約 230	約 120	約 120	約 130	約 40	約 90	

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

帰宅困難者 (想定ケース①)

就業者・通学者数(人)	帰宅困難者(人)
約 1, 100	約 90

注:四捨五人の関係で合計が一致しない場合がある。

帰宅困難者(想定ケース②)

就業者・通学者数(人)	帰宅困難者(人)
約 1, 100	約 90

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

物資:需要量(想定ケース①)

	被災1日後			皮災 1 週間後	ź	被災1箇月後			
食糧	飲料水	毛布	食糧	食糧 飲料水 毛布			飲料水	毛布	
(食)	(食) (リットル) (枚)			(リットル)	(枚)	(食)	(リットル)	(枚)	
約 120	約1,100	約 60	約 460	約 550	約 50	約 160	約 70	約 30	

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

物資:需要量(想定ケース②)

	被災1日後			波災 1 週間後	ź	被災1箇月後			
食糧	飲料水	毛布	食糧	食糧 飲料水 毛布			飲料水	毛布	
(食)	(リットル)	(枚)	(食)	(リットル)	(枚)	(食)	(リットル)	(枚)	
約 120	約1,000	約 60	約 420	約 490	約 50	約 140	約 60	約 30	

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

医療機能(想定ケース①)

	人的被害		要転院	医療	需要
死者	負傷者 重傷者		患者数	要入院	要外来
(人)	(人) (人)		(人)	(人)	(人)
_	約 20	約 10	_	約 10	約 10

「-」: わずか

医療機能(想定ケース②)

	人的被害		要転院	医療	需要
死者	負傷者	重傷者	患者数	要外来	
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
_	約 20	約 10	_	約 10	約 10

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

6 災害廃棄物

災害廃棄物 (想定ケース①)

災害廃棄物(万トン)	災害廃棄物(万 m³)
_	_

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

災害廃棄物 (想定ケース②)

災害廃棄物(万トン)	災害廃棄物(万 m³)
_	_

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

7 その他の被害

エレベータ内閉じ込め (想定ケース①)

閉じ込めにつなが		閉じ込め	につなが	エレベータ閉じ込め者数(人)					
り得るエ	レベータ	り得るエ	レベータ			y p3, 0	~> 1 3/	() ()	
停止建	物棟数 東)	停止 ((台数 3)	冬沒	冬深夜 夏12時			冬1	8 時
事務所	住宅	事務所	住宅	事務所 住宅 事務			住宅	事務所	住宅
_	-	-	-	_	-	-	-	_	-

「-」: わずか

注:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

エレベータ内閉じ込め(想定ケース②)

閉じ込め り得るエ	につなが レベータ		につなが レベータ	エレベータ閉じ込め者数(人)					
17	停止建物棟数 (棟) (も) 冬深夜			夏1	2 時	冬1	8 時		
事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅
_	-	-	-	-	-	-	-	-	_

「-」: わずか

災害時要援護者(想定ケース①)

	被災1日後 被災1週間後						被災1箇月後			
避難者 避難者						避難者				
(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外		
約 20	約 10	約 10	約 70	約 40	約 40	約 40	約 10	約 30		

「-」: わずか

注1:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2:属性間での重複がある。

災害時要援護者 (想定ケース②)

被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
避難者			避難者			避難者		
(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外
約 20	約 10	約 10	約 70	約 30	約 30	約 40	約 10	約 30

「-」: わずか

注1:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2:属性間での重複がある。

災害時要援護者(想定ケース①)

(1週間後の避難所避難者に占める人数)

65歳以 上の単身 高齢者 (人)	5歳未満 の乳幼児 (人)	身体 障がい者 (人)	知的 障がい者 (人)	精神 障がい者 (人)	要介護認 定者(要 支援者を 除く) (人)	難病患者 (人)	妊産婦 (人)	外国人(人)
約 10	約 10	約 10	_	-	約 10	-	_	_

「-|:わずか

注1:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2:属性間での重複がある。

災害時要援護者 (想定ケース②)

(1週間後の避難所避難者に占める人数)

65 歳以 上の単身 高齢者 (人)	5歳未満 の乳幼児 (人)	身体 障がい者 (人)	知的 障がい者 (人)	精神 障がい者 (人)	要介護認 定者(要 支援者を 除く) (人)	難病患者 (人)	妊産婦 (人)	外国人(人)
約 10	-	約 10	-	-	約 10	-	-	-

「-」: わずか

注1:四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2:属性間での重複がある。

文化財(想定ケース①)

(被災可能性のある重要文化財)

総数	要因別内訳(施設)		
(施設)	揺れ	火災	
1	0	0	

注:重要文化財の件数は、宮崎県教育庁文化財課「平成25年度宮崎県文化財行政要覧」 に掲載されている重要文化財17件(美術工芸品8件、建造物9件)(平成25年4月 1日指定分まで)を対象としている。

文化財(想定ケース②)

(被災可能性のある重要文化財)

総数	要因別内訳(施設)			
(施設)	揺れ	火災		
1	0	0		

注:重要文化財の件数は、宮崎県教育庁文化財課「平成 25 年度宮崎県文化財行政要覧」 に掲載されている重要文化財 17 件(美術工芸品 8 件、建造物 9 件)(平成 25 年 4 月 1 日指定分まで)を対象としている。

孤立集落(想定ケース①)

(孤立可能性のある集落数)

総数	農業集落	漁業集落	計	
(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	
64 0		0		

注:孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に 関する状況フォローアップ調査 内閣府平成22年」において、孤立可能性があると された集落を対象としている。

孤立集落(想定ケース②)

(孤立可能性のある集落数)

総数	農業集落	漁業集落	計	
(箇所) (箇所)		(箇所)	(箇所)	
64	0	0	0	

注:孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に 関する状況フォローアップ調査 内閣府平成22年」において、孤立可能性があると された集落を対象としている。

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いむらづくり

第1款 防災構造の強化

1 防災空間の確保

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 延焼遮断空間を形成する道路などの整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、防災遮断 緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(2) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難 路となる道路の整備を推進する。

その際、村の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅 員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(3) 防災拠点や避難地となる集会センター等の整備の推進

防災拠点や避難地となる集会センター等の整備を推進するとともに、防災機能を 強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の一層の充実を図る。

(4) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な建物密集地においては火災延焼の可能性が高いだけではなく、消防 車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。こ のため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

2 緊急避難場所、避難路の確保等

(1) 避難施設の整備

村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備を検討する。

(2) 緊急避難場所の指定

村は、延焼火災、崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って、緊急避難場所の指定を行う。

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が

開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域(安全区域)内に指定緊急避難 場所が立地していること。

ウ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象 に対して安全な構造であること。

エ その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、次の 条件を満たすこと。

- (ア) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。
- (イ)場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

(3) 広域避難地の整備

建物密集地については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定 した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

- ア 広域避難地は、周辺地域の大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有するグラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね 10ha 以上を標準として配置する。
- ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の 危険物等が蓄積されていないところとする。
- エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。
- オ 地区分けをする際は、町丁目単位を原則とするが、主要道路・河川等を境界と し、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は 2km以内とする。

(4) 避難路の整備

広域避難地を指定したときは、市街地の状況に応じ、原則として、次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

(ア)避難路は、概ね 15m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある 建物、危険物施設がないこと。

(5) 避難路の確保

村職員、警察官、消防団員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難が

できるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。

第2款 建築物の安全化

1 建築物の耐震性強化

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和 56 年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、村は、建築関係団体との連携のもと、次のような取組みを行うこととする。

ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催する。

イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の 啓発を目的とした講習会等を開催する。これにあわせて、県との協力体制を一層 強化し、その協力のもと、一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設する とともに、広報活動を展開する。

ウ 所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、 必要に応じ、耐震改修に努めるように指導・助言を行う。

エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修に対する補助制度の活用促進 や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講じる。

- (ア) 道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。
- (イ) 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理 者に対し、修繕を指導する。
- (ウ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- イ ブロック塀の倒壊防止対策

村は、地震によるブロック塀(石塀を含む。)の倒壊を防止するため、次の施策

を推進する。

- (ア) 村は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について、パンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (イ) 村は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- (ウ) 村は、ブロック塀を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう 指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励 する。
- (エ) 村は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減やエレベータ内閉じ込め防止 対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

2 建築物の不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

村は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある 地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建 築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の 集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんす る地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を 進める。また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が 密集し、また、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。 なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、村内の該当地域の選

定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が 整ったところから順次行うものとする。

(2) 建築物の防火の推進

各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

3 重要施設等の耐震性強化

(1) 村及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

村及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県 が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震 補強工事を計画的に推進する。

(2) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)に 基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要 と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は要配慮者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの(耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めるものとする。

村は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めるものとする。

4 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

村及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

第3款 危険箇所の周知

1 危険箇所の周知

村は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流 出危険地区、山腹崩壊危険地区など土砂災害の危険箇所について、住民への周知に 努めるものとする。

2 土砂災害防止対策の推進

(1) 警戒避難体制の整備

村は、県が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行ったときは、 村防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予 警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難 体制に関する事項について定める。

(2) 警戒体制の確立

村は、的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を 収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援す る。

(3) 応急対策用資機材の備蓄

村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

第4款 河川・治山・砂防施設の整備と管理

1 河川施設の整備と管理

(1) 河川施設

ア 施設点検、耐震性の強化

村は、国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

イ 防災体制等の整備

河川情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報 収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

2 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し、必要に応じ、修繕等により強 度の向上を図る。

(2) 砂防施設

ア 砂防設備の整備

- (ア) 緊急度の高い渓流から順次計画的な整備に努める。
- (イ) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応 じ補修等を行う。

イ 地すべり防止施設の整備

- (ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。
- (イ) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に 努め、必要に応じ、補修等を行う。
- ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備
- (ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。
- (イ) 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設 の点検に努め、必要に応じ、補修等を行う。

第5款 ライフライン施設の機能確保

1 簡易水道施設の整備

村は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時においては飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- (1) 応急給水・復旧体制の整備
- (2) 相互応援体制の整備
- (3) 基幹的施設の耐震化
- (4) 安全性の高い水道システムの構築

第6款 防災基盤・施設等の緊急整備

1 公共施設等耐震化事業の推進

(1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な 地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図 るため、国の財政支援を受けて、公共施設等の耐震化を推進するものとする。

(2) 対象事業

ア 公共施設等の耐震改修

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。

- (ア) 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設
- (イ) 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。)等
- (ウ) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設(庁舎を含む。)
- (3) 公共施設等の耐震化の推進

村は、公共施設等の耐震化を推進するとともに、必要に応じ、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画の作成を検討する。

(4) 国の財政措置

起債の充当、元利償還金の一部についての交付税措置等

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

1 防災情報処理システム等の機能充実と運用体制の確立

村は、被害状況等の把握及び被害調査について、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

2 通信訓練、研修会の実施等

村は、震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

3 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

第2款 活動体制の整備

1 組織体制の整備

(1) 組織体制の整備

村は、基本法第 16 条に基づき、椎葉村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性や地域特性及び「宮崎県地震・津波被害想定調査」による村の被害予測結果に対応した村防災計画を作成し、対策推進を行う。

(2) 村の業務継続計画(BCP)の策定

村は、基礎的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及 び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・ 水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政 データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(3) 防災関係機関の組織体制整備

村の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を 図るため、自らの組織を整備するとともに、村等との連携を密にする。

2 初動体制確立への備え

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

村は、災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、地震被害等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、その周知徹底を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

村は、大規模地震発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

村は、職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、気象情報 提供企業の職員自動参集システムの活用、携帯電話の利用等を検討する。

(4) 訓練による周知徹底

村は、検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

(5) 行動要領 (マニュアル) の作成

村の各部署は、村防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領(マニュアル)を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、村防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

総務課は、手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法や レイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備に努める。

(6) 村災対本部職員用物資の確保

村災対本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時3日分の職員用食料等の備蓄に努めるものとする。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

村の各部署は、災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登 庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等職員の家庭における 安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

(8) 応急対策全般への対応力の強化

村は、応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人 材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を生かせるような 仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

(1) 防災活動拠点の整備

村は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、 災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

4 航空消防防災体制の整備

(1) 航空消防防災体制の整備

村は、防災救急へリコプターの利用に当たり、県や関係機関との連携・協力を密 にするものとする。

また、防災救急へリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に 努める。

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

大規模災害発生時においては、総務省等において避難所の運営やり災証明書の発 行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「被災市区町村応援職員確保 システム」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を 派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、村においては普段からこれらの活 用を検討するものとする。

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

村は、平常時から宮崎県市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

(3) 村、県と自衛隊等との連携体制の整備

村及び県は、大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可 欠な自衛隊をはじめ、国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地 震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会 を捉えて連携強化を図る。

6 緊急時へリコプター離着陸場の確保

村は、大規模地震発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うため、緊急時へリコプター離着陸場を選定し、その中でも、避難場所と競合しない緊急時へリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、1箇所選定しておくものとする。

7 アクセス整備

村は、災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

1 出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物 乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防炎物品及び防炎製品の普及

- オ 消火器具、風呂水の汲み置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそ れぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

ア 村は、多数の者が利用する学校、病院等の施設については、防火管理者を必ず 選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓 練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震に よる容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(3) 消防同意制度の活用

村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

(4) 防炎物品の普及及び管理指導

村は、消防法の規定に基づき、防炎性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

(5) 火災予防条例の活用

村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び 避難管理等について規定した「椎葉村火災予防条例」を活用し、火災の発生を未然 に防止し、また、大規模集客施設等については、消防用設備等の維持管理及び避難 施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

(6) 火災予防運動の実施

村は、毎年、火災の多発期に当たる 11 月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動 (11 月9日~11 月 15 日)、宮崎県林野火災予防運動 (1月 30 日~2月5日)、春季全国火災予防運動 (3月1日~3月7日) を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し、火災予防思想の普及向上に努める。

2 消防力の充実強化

(1) 消防の常備化の推進

各種の災害に迅速に対応するためには、消防常備体制を整備することが必要であ り、県及び村は今後とも非常備の解消に取り組むものとする。

(2) 消防の広域化の推進

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、 住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小 規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を 有していることが多い。特に大規模地震に対しては小規模消防では対応の困難な事 態が予想される。

これらの課題に的確に対応するため、県及び村は、消防組織法第 31 条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、常備消防の広域化を検討する。

(3) 常備消防力の充実強化

村は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、村の区域における消防の責任を十分に果たすため「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に基づき消防力の充実強化を図るものとする。

- ア 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防施設を設置し、消防ポンプ 自動車を配置するものとする。
- イ 初動及び活動体制を確保するため、消防施設の耐震化、消防待機宿舎の整備並 びに消防機動力、無線通信情報システム、非常用電源設備等及び個人装備等の整 備を進める。
- ウ 火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、村 は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常に その性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。
- エ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材 の充実、強化を図る。
- (4) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

多大な動員力を有する消防団は、地域防災の中核的存在であることから、村は、 消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図る。

(5) 消防団員の教育訓練

村は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ、派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

3 消防水利の確保

(1) 村は、「消防水利の基準」(昭和 39 年消防庁告示第 7 号) に基づき、消防水利の 充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。 今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐 震性貯水槽や防火水槽の整備、プールの保有水の活用、河川等の自然水利の開発や 確保をより一層推進していくものとする。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

4 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

大規模な震災によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ア 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- イ 救急業務の高度化を図るための研修・教育の早急かつ計画的な実施
- ウ 医療機関との連携強化
- エ 住民に対する応急手当法の普及・啓発
- (2) 救助体制の整備
- ア 村は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、崖崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- イ 村は、消防団、区及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- ウ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する 場合も予想されるので、村は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状 況を把握しておくものとする。

5 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

(1) 要配慮者の把握

区や自主防災組織は、地域内の高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者を把握 しておくものとする。

(2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備える とともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、 事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向 上に努める。

(3) 救助・応急手当能力の向上

ア 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。

また、村は、こうした地域の取組みを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。村は、その指導助言に当たるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、村は、住民に対する応急手当方法の普及・啓発を図る。

ウ 地域の応急手当として有効なAED(自動体外式除細動器)の設置場所の把握 をするとともに、その設置場所の周知を図る。

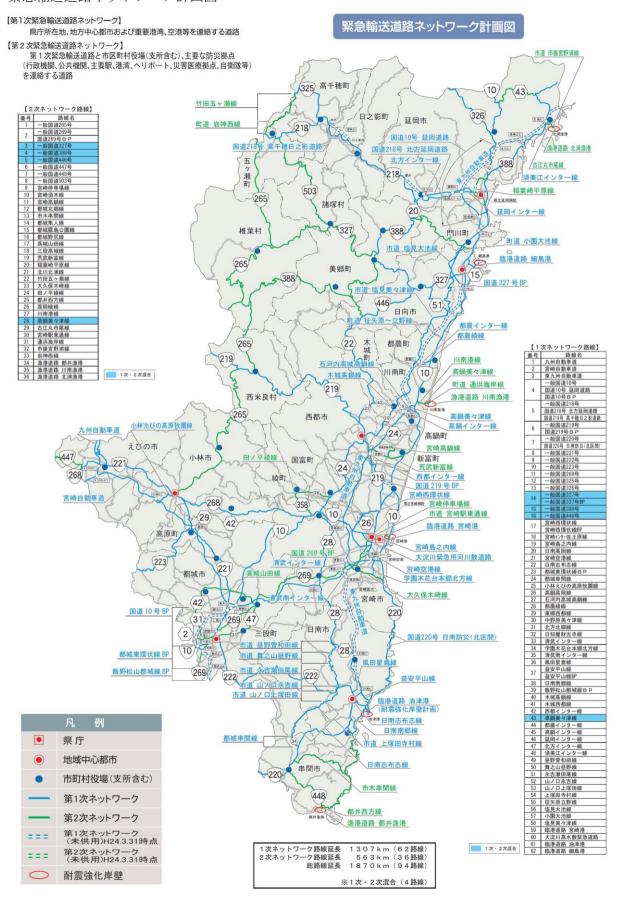
第4款 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の整備

村は、県から指定された緊急輸送道路の耐震強化など、緊急輸送道路の整備に努める。

緊急輸送道路ネットワーク計画図



2 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保

(1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

村は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、村道の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

第5款 避難収容体制の整備

1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

(1) 避難計画の策定

村は、次の事項に留意して、避難計画を検討するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を計画するものとする。なお、村は、躊躇なく避難情報等を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

- ア 避難指示を発令する基準及び伝達方法
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- エ 避難所(福祉避難所を含む。) 開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 飲料水の供給
 - (イ) 炊き出しその他による食品の供給
 - (ウ) 被服寝具その他生活必需品の給与
 - (エ) 負傷者に対する応急救護
 - (オ) 要配慮者に対する介助等の対応
- オ 避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難収容中の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じた広報
- (2) 避難対象地区の指定

村は、宮崎県地震・津波被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断

して、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を村地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進するものとする。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

村は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくものとする。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮するものとする。

2 避難所、避難路の確保

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設,または構造上安全な施設を指定するものとする。 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の 開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平時から近隣市町村と調整を行うよう努めるものとする。

(2) 指定避難所

村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的 として避難所を次の基準により指定しておくものとする。また、村及び各避難所の 運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的 な情報交換に努めるものとする。

- ア被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

- オ 人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、あらかじめ協定を締結するなど次により避難所の確保を図っておくこと。
 - (ア) 隣接する町村の公共施設等の利用
 - (イ) 企業や個人が保有する施設等の利用
- カ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解・同意 を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について 明確にしておくこと。
- キ 村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等 の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよ う努めるものとする。
- ク 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要 配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生 した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを 指定するものとする。

(2) 避難路の確保

村は、村内の国・県・村・林道すべてを避難路とし、特にバス路線などの沿道の 不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対 策を講じる。

3 避難所等の広報と周知

村は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図るものとする。

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に 基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所である かを明示するよう努めるものとする。

避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難所の広報

村は、避難所として指定した施設について、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し、周知徹底を図るとともに、住民等に分かりやすいよう避難所の表示を行う。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

村は、住民に対し、次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、消 火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障を もたらすおそれがあるため、住民にその自粛を呼びかける。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得(特に、必要最低限の必需品の避難所への携行)
- ウ 避難収容後の心得
- (3) 避難所の運営管理の知識の普及

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(4) 災害危険区域の広報

村は、地震時の土石流、地すべり、山・崖崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて、補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

避難所に指定している民間施設等について、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、村は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ等の機器の整備を図るものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施すること。 また、避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、あら かじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

5 応急仮設住宅の供与体制の整備

村は、次の事項に留意し、応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮のうえ、建設用地を選定し、検討して おくこと。

- イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、 企業等の民有地の順に選定すること。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を 前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上水道、し尿処理機能、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、 用地利用関係について明確にしておくこと。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設 事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結して おくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やか に必要な応急仮設住宅を建設すること。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著 しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間 アパートの借上げ等により実施すること。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の要配慮者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

第6款 計画的な備蓄の推進

1 村民による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 家庭による備蓄

発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日間分(可能な限り1週間分程度)の備蓄に努める。

家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。

特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。

避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、 食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

(2) 事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認 後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の 抑制を図るため、従業員等は一定期間は事業所内に留まっておくことが望ましい。 このため、事業所等は事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分の食料、飲 料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

(3) 区等(自主防災組織を含む。) における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を 効果的に行えるよう、区等の組織単位で資機材や食料、飲料水、その他の生活必需 物資等の備蓄に努める。

2 村による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 村の役割

村は、発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達(以下「流通備蓄からの調達」という。)に努める。発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

(2) 備蓄する品目

村は、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な、食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品や避難所運営に必要な資機材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を 基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調 達体制整備に努める。

(3) 流通備蓄からの調達

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため村及び県が行う発災から3日目までの流通備蓄からの調達は次のとおり行うことを基本とする。

ア 村は、可能な限り物資の運搬が容易な郡域内の民間事業者等から優先して物資 の調達を行う。

第7款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 村の体制整備

村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や

避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

- (ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努めること。
- (イ)供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランス の確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目(食材 の柔らかい物、ミルク等)についても供給・備蓄に努めること。
- (ウ)米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておく。
- イ 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

村は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧体制の整備を計画的に実施する。 また、応急給水・復旧に必要な事項は、職員に周知徹底しておくものとする。な お、村は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通備 蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備 に努める。

体制の整備に必要な事項は、概ね次のとおりとする。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は、概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間 3リットル/人日
- ・7日目まで 20 リットル/人日
- ・14 日目まで 100 リットル/人日
- ・15 日から 28 日目まで 250 リットル/人日
- •29 日目以降 通常通水
- エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水

場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は、次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・初めの3日間 避難所
- ・7日目まで 避難所・給水拠点
- ・14 日目まで 150m 程度
- ・15 日から 28 日目まで 10m 以内
- •29 日目以降 通常通水

カ 応急資機材の確保

他県からの応援資機材量を勘案のうえ、合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受け入れ・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整のうえ、整備を行う。

ク 応援受入拠点の整備

応援受入拠点は、関係機関と協議・調整のうえ、公的施設等を利用して整備する。

緊急時に備えて、各種図面(管路図等)及び書面を整備するとともに、危機管 理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 村の体制整備

村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

- ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者 に対して、速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努 めるとともに、民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に 努めること。
- イ 生活必需品の物資については、女性や子ども、要配慮者にも配慮した物資の調 達及び供給に努めること。
- ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制

や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

- エ 生活必需品の例示
 - ・寝具 就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
 - ・外衣 ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
 - ・肌着 男女下着、子供下着等
 - ・身の回り品タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
 - · 食器、日用品

食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等

- ・その他、応急的に必要な生活必需品
- (2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記工に掲げる品目を備える。

(3) 村民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

県及び村や防災関係機関が連携し、村民に対して自助・共助による備蓄の重要性 及びその実践について啓発を行い、村民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(4) 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、県内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートの多様化を図るよう努める。

また、既に締結している協定等については、調達可能な物資の品目や数量の確認 を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効 性を高めることに努める。

(5) 県及び各市町村での情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、 備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容など の情報の共有に努める。

第8款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

1 防災行政無線等の整備

(1) 防災行政無線整備の推進

市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

ア 移動系無線:被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市町村役場と災害現場との間で通信を行うシステム

イ 同報系無線:地震情報や災害情報等を市町村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム

村は、住民に対して、災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも防災行政無線の整備を推進する。

(2) 消防無線整備の推進

村は、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防無線の整備を推進する。

(3) 多様な手段の整備

村は、被災者等への情報伝達手段として、やまびこ通信、防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)のほか、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

2 広報体制の整備

- (1) 村は、取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (2) 村は、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

- (1) 村は、住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 村は、有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (3) 村は、インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図る。

第9款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の犠牲が多くなっている。このため、村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

1 社会福祉施設等の防災体制の充実

社会福祉施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者(以下 「施設入所者等」という。)の安全確保体制を整備するものとする。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した 地震防災計画をあらかじめ策定しておくこと。

なお、計画は、夜間・休日等の震災発生にも十分に対応できる計画とすること。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努める とともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、 地域自治会やボランティア組織等と連携に努めること。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておくこと。

(3) 施設の耐震性等の確保

震災時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておくこと。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

震災時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、 ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めること。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全で速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施すること。

また、避難訓練においては、消防団、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施すること。

(6) 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努めること。

(7) 村への協力

村が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努めること。

(8) 村の連携体制の整備

村は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

また、震災後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

村は、要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)に関し、次の事項に留意し、体制を整備する。

- (1) 避難行動要支援者の名簿の整備等
- ア 村防災計画に定めるところにより、福祉部局と防災部局との連携のもと、平常 時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行うこと。
- イ 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、その把握に努め、避難行 動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に 保つこと。
- ウ 庁舎の被災等が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿 管理の適切な管理に努める。
- エ 避難支援等に携わる関係者として村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民 生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本 人の同意を得ることにより、又は村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要 支援者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置 を講じるものとする。
- オ 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要 支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、 避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福 祉協議会、自主防災組織等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することが できる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ること を要しない。

- カ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等と連携し、避難行動支援のための個別計画の策定に努めるものとする。
- キ 避難行動要支援者と避難支援等の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努めるものとする。

(2) 避難等の伝達方法の整備

震災時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報 システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を 整備しておくこと。

(3) 相互協力体制の整備

民生・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民(自主防災組織)、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの 連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民(自主防災組織)、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア 組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努 める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を検討すると ともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の 備蓄及び介助員の派遣等について体制を検討しておくこと。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努めるものとする。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の状況の把握

村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

村は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

村は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるように、県及び(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。)の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、 その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置する ように努める。

また、村は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

ウ 外国人への行政情報の提供

村は、生活情報や防災情報などの日常生活にかかわる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等の分かりやすい言葉・文字(以下「多言語等」という。)による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

村は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合い ながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を 行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

村は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第10款 二次災害防止体制の整備

1 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所(土砂災害危険箇所)をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておくものとする。

また、深層崩壊の発生が想定される渓流(小流域)については、国土交通省において過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施しており、あらかじめ危険な渓流(小流域)を把握するために国土交通省と情報共有を行う体制を整備しておくものとする。

【国土交通省】

(1) 深層崩壊の発生が想定される渓流(小流域)のレベル評価

【県】

(1) 土砂災害危険箇所の把握

- (2) 深層崩壊の発生が想定される渓流(小流域)の把握
- (3) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

【村】

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

2 建築物災害防止体制の整備

村は、災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から 住民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備 を図る。

ア 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等について計画的な整備を実施する。

イ 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

3 危険物等災害防止体制の整備

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図るものとする。

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等 に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

4 宅地災害防止体制の整備

村は、震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の 受入体制を整備する。

第 11 款 防災関係機関の防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

次の訓練については、関係機関と連携して実施するものとする。

(1) 水防訓練

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図るものとする。

- ア 観測訓練(水位、雨量、気象情報システム)
- イ 通報訓練(電話、無線、操作、伝達)
- ウ 動員訓練(消防団の動員、居住者の応援)
- 工 輸送訓練(資材、機材、人員)
- 才 工法訓練(各水防工法)
- カ 避難・立退訓練(危険区域居住者の避難)
- キ その他
- ク 訓練実施時期(5月~8月)
- (2) 消防訓練

村は、消防関係機関と連携し、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達 訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の 関連した訓練と合わせて行う。

(3) 避難訓練

村及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(4) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑 化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練につい ては、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的実施も検討する。

(5) 情報収集及び伝達訓練

村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(6) 広域防災訓練

村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実 行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓 練を実施する。

2 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、事業所その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その 定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的に実施するものとする。 また、地域の一員として、村、消防団及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、村及び消防団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者 等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する 諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、村をはじめ、防災関係機関は、 防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及・ 啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

3 防災訓練の検証

村及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災 対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ、防災対策の改善措置を講じる。

第12款 災害復旧・復興への備え

1 各種データの保存・整備

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

2 り災証明書発行体制の整備

村は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり 災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のた めの他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計 画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3 被災者台帳支援システムの整備

村は、大規模災害における被災者台帳の作成・管理、り災証明書発行等の被災者 支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進める。

4 防災資機材等の備蓄

(1) 救助物資の備蓄、整備

村は、災害に際し、備蓄物資の倉出しを行ったときは、次の災害に備え、速やか に物資の補充を行うものとする。

- (2) 水防倉庫及び水防資器材
- ア 水防管理団体(村)は、当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代 用備蓄を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- イ 水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況一覧表は、村地域防災計画に記載しているとおりである。
- ウ 水防管理団体の備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に対し、水防管理 者は県土木事務所長に対し県の備蓄資材の使用を要請できる。なお県水防緊急整 備備蓄資器材状況一覧表は、宮崎県水防計画書に記載しているとおりである。
- (3) 災害復旧資材(木材)の調達

村は、災害復旧用資材(木材)を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

第3節 住民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

- 1 住民に対する防災知識の普及
- (1) 内容

概ね次のとおりとする。

ア 想定地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運 行の自粛等、防災上取るべき行動に関する知識
- エ 緊急地震速報に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ケ 平素住民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等 の対策の内容
- コ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 方法

ア 講習会等の開催

村は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座 等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

イ 日常生活に密着した啓発の実施

村は、災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、次の方法による啓発を実施する。

(ア) 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・ 防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、村ホームページ上の 防災・危機管理関係情報を見直し、内容の充実を図る。

(イ) その他のメディアの活用

- a テレビ局、11 c h の番組の活用
- b 普及・啓発用映像の製作、貸出
- c インターネットの活用
- ウ 「宮崎県防災の日「防災週間「津波」、「防災の日」及び「防災とボランティア 週間」における重点的な普及活動の実施

エ グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、村の防災担当職員や防災士を派遣し、出前防災 講座や意見交換会等を実施する。

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒に対する防災教育

小中学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系 的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児 童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、 災害の仕組み、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては、各教 科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるよう な体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動が取れるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるように努める。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の 研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

ア内容

- (ア) 想定地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (イ) 地震に関する一般的な知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (エ) 職員等が果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (カ) 今後地震対策として取組む必要のある課題
- イ 応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、次のような防災教育・研修に努める。
 - (ア) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員 に対しては、現場での活動を示した応急計画(マニュアル)により対策の周知 徹底を図る。

(イ) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者

等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担 当職員の災害対応能力の向上に努める。

4 観光客等への広報

村は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

村は、住民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

第2款 自主防災組織等の育成強化

1 活動カバー率の向上と活動支援

(1) 活動カバー率の向上

ア 自主防災組織の結成

村は、既存の自主防災組織に加え、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ 普及・啓発活動の実施

村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施

- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等
- (2) 自主防災組織への活動支援

村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材の整備については、村は、国等や県の制度を活用し、住民が緊急時の救助 に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努める。

(自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例)

情報連絡用:携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等

消 火 用:可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等

水 防 用:救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴 衣等

救出救護用:AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、 テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、 救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、 のこぎり等

給食給水用:給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等

避難所・避難用:リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、 強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等

防災教育用:模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、 映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

(3) リーダーの育成

村は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自 主防災組織の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の 視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

3 事業所防災活動の推進

(1) 事業所の防災活動の推進

【事業所・企業】

ア 事業所防災体制の強化

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとと もに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる 体制を整備するものとする。

イ リスクマネジメントの実施

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割(顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、の防災活動の推進に努めるものとする。

ウ 物資・資材を供給する企業の役割

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材等の供給等を業とする企業 (スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料水メーカー、医薬品メーカー、燃料供給事業者等)は、その責務として災害時における事業活動の継続実施、県及 び村が実施する防災に関する施策 (協定締結や防災訓練の実施等) への協力に努めるものとする。

エ 緊急地震速報受信装置等の活用

地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大 防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関連法令等に基づき、自 然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

【村】

ア 企業の防災力の向上に係る支援

村は、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、村は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への 積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

イ 事業継続力強化支援計画の策定

村は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基

づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策 定に努めるものとする。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の 規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等 の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期 消火体制の強化等を指導するものとする。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業 所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

(4) 地震防災に関する対策計画の策定

村は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けているため、地域内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、対策計画を策定する。

第3款 ボランティアの環境整備

1 活動促進のための拠点機能の充実

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる村ボランティアセンター(村福祉協議会設置)と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター(県社会福祉協議会設置)について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

また、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、 災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意 見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部署が担当窓口となり調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する 連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努め るものとする。 村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立

村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会とともに、「受入窓口」の体制整備を強化する。また、県社会福祉協議会の協力のもと、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、地域を超えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(3) コーディネートシステムの構築

村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の協力のもと、災害時におけるボランティアの受け入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

- ア 村社会福祉協議会における業務
- (ア)被災者のニーズ調査
- (イ) 被災者やボランティアからの相談受付
- (ウ) 要配慮者への支援
 - ・ボランティア活動希望者の派遣
 - ・ボランティア活動プログラムの策定と提供
 - ・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
- (エ) 被災者やボランティアに対する情報提供
- (オ) 各関係機関・団体との連絡・調整
- イ 県社会福祉協議会における業務
 - (ア) 現地本部の支援
 - ・全国からのボランティアの登録と派遣
 - ・全国からの支援の受け入れと被災者への提供
 - ・ボランティアコーディネーターの派遣要請と受け入れ
 - (イ) 県内外への情報提供
 - (ウ) 各関係機関・団体との連絡・調整
- (4) ボランティアの養成・登録等
- ア ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、村社会福祉協議会は、平常時から企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

村社会福祉協議会は、災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童 委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日 本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を 実施する。

また、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害 時における協力体制を整備する。

ウ ボランティア研修の実施

村社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

エ ボランティアの登録

村社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

(5) ボランティアの活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

村社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に住民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から住民・企業等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行う。

イ ボランティアの活動拠点等の整備

村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、 平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、 FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の協力のもと、防災関係機関や日本赤 十字社宮崎県支部と連携しながら、災害時に備えた「ボランティア活動マニュア ル」の策定に努める。

エ ボランティアコーディネーターの配置

村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

オ ボランティア保険への加入促進

村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険へ の加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

カ 災害廃棄物の処理体制の整備

村社会福祉協議会は、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活

動の環境整備に努めるものとする。

(6) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

2 地域安全活動ボランティアの体制整備

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、村は、平常時から危険箇所の点検、ひとり暮らし高齢者等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

村は、地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、村の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第4款 地区防災計画の策定

村防災計画は、村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

第5款 災害教訓の伝承

村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第3章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 活動体制の確立

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

- (1) 村内で震度3以上の地震があったとき。
- (2) 隣県で震度6弱以上の地震が発生し、かつ、県内で震度3のとき。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。
- (4) その他総務課長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- (1) 村内で震度4以上の地震で被害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震 注意)が発表されたとき。
- (3) その他総務課長が必要と認めたとき。

3 村災対本部の設置

(1) 村災対本部の設置基準

村長は、次の基準により村災対本部を設置する。

- ア 村内に震度5弱以上の地震があったとき。
- イ その他地震に関する災害で村長が必要と認めたとき。
- (2) 村長の職務の代理

村災対本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る村長の職務に関して、村長に事故があるとき又は村長が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

第1順位 副村長

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

4 村災対本部の組織等

村災対本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必

要な全庁をあげた編成を行うものとする。

村災対本部の構成については、次のとおりとする。

(1) 村災対本部長等

村災対本部長は村長、副本部長は副村長をもって充てるものとする。

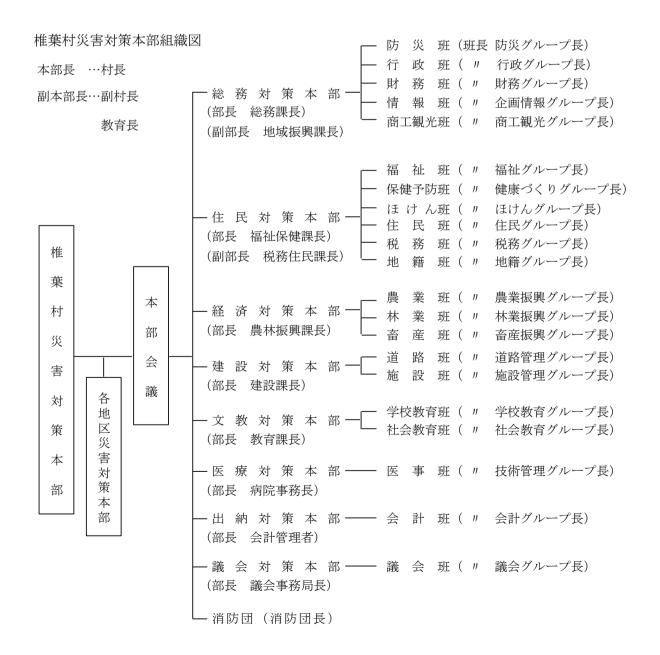
(2) 村災対本部会議

村災対本部に災害対策本部会議を置き、各課長をもって構成し、本部長を補佐し、 災害応急対策の最高意志決定機関とする。

(3) 村災対本部室及び行政班室の設置場所

村災対本部会議の開催、各班との連絡調整を円滑に行うため、村災対本部会議室 を会議室に、行政班室を総務課内に設置する。

村災対本部室及び行政班室を所定の場所に設置できない場合、村災対本部長の決定・指示により、被災を免れた最寄りの公共施設に設置する。



椎葉村災害対策本部事務分掌

部	名		班	名			分 掌 事 項								
		<i>17-</i> 1	(((TIT	1	本部の運営に関すること。								
		防	災	•	班	2	消防団に関すること。								
						1	本部の庶務に関すること。								
						2	本部会議に関すること。								
						3	防災会議その他関係機関との連絡等に関すること。								
						4	自衛隊の災害派遣に関すること。								
						5	関係機関に対する協力要請に関すること。								
		行	πh	r	zir	6	災害関係文書、物品の受理、配布発送に関すること。								
		行	政		班	7	災害応急対策に関すること。								
						8	災害対策本部、各部との連絡調整に関すること。								
						9	災害調書の作成及び報告に関すること。								
						10	県地方支部及び地区対策部への情報に関すること。								
						11	警報等の伝達及び災害広報に関すること。								
						12	総務対策部内の連絡調整に関すること。								
総 教	対策部					1	庁舎の整備及び庁舎停電の対策に関すること。								
1773	71 W H					2	村有施設の災害対策に関すること。								
						3	応急輸送に関すること。								
		財	務	ç	班	4	災害対策の予算及び資金に関すること。								
		於]	477	1分	<i>1</i> 11	5	被害住宅の復興資金に関すること。								
						6	被災世帯の調査に関すること。								
						7	本部長の命ずる災害応急対策に関すること。								
						8	災害全般の事前対策及びその処置に関すること。								
						1	災害情報及び消防情報の収集及び伝達に関すること。								
						2	自主防災組織等からの情報収集及び伝達に関すること。								
		情	報	ζ	班	3	被害状況の収集等に関すること。								
						4	ケーブルネットワークや携帯電話等の通信に関すること。								
						5	村内外やマスコミからの問い合わせに関すること。								
						1	商工観光業に対する融資に関すること。								
		商	工額	光	班	2	商工観光業の被害調査に関すること。								
						3	商工観光業の提供可能物資の把握に関すること。								

立	- }	名		班	名			分 掌 事 項
							1	災害救助に関すること。
							2	社会福祉施設の災害に関すること。
							3	住民対策部内の連絡調整に関すること。
						4	義援品の受付・保管・配分に関すること。	
		福	祉		班	5	ボランティアとの連携及び支援に関すること。	
						6	被災者生活再建支援金の支給に関すること。	
							7	社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
							8	要援護者に関すること。
							9	避難所の開設・運営に関すること。
						1	災害時の食品衛生に関すること。	
		保			班	2	災害時の防疫に関すること。	
			健 予	防		3	病院との連絡調整に関すること。	
							4	保健センターの維持管理に関すること。
住 巨	民 対	策 部					5	被災者の支援に関すること。
						<i>、</i> 班	1	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療に関すること。
			ほ	け、	ん		2	地域包括支援センターに関すること。
							3	特別養護老人ホームに関すること。
							1	環境衛生清掃に関すること。
			<i>(</i>	見		r.lr	2	廃棄物、ごみに関すること。
			住	民		班	3	被災者の確認及び行方不明者の捜索に関すること。
							4	戸籍、住民記録に関すること。
							1	被災納税者の調査に関すること。
		工六	√ .		III.	2	被災納税者の減免等に関すること。	
		税	務		班	3	住民対策部内の補佐	
							4	建設対策部・施設班の補佐
			地	夲		되다	1	住民対策部内の補佐
				籍		班	2	建設対策部・施設班の補佐

	部		名		J	班	名		分 掌 事 項
								1	農地、農作物及び農業用施設の災害対策に関すること。
								2	農地、農作物及び農業用施設の被害調査に関すること。
					農	業	班	3	被害農家の営農指導に関すること。
								4	被災農漁家の災害融資に関すること。
								5	水産物及び水産施設の被害調査に関すること。
								1	治山施設の災害対策に関すること。
								2	治山施設の被害調査に関すること。
経	経済対策	部				3	村有林の被害調査に関すること。		
			林	業	班	4	林業団体との連絡調整に関すること。		
				7/1	未	797	5	林産物及び林産施設の災害対策に関すること。	
							6	貯木、流木の災害対策に関すること。	
								7	林産物の被害調査に関すること。
								8	被災林業者に対する融資に関すること。
					畜	産	班	1	家畜及び畜産施設の災害対策に関すること。
					Ħ	/土.	7)1.	2	家畜及び畜産施設の被害調査に関すること。
								1	道路、河川等の公共施設の災害対策に関すること。
								2	道路、河川等の公共施設の被害調査に関すること。
					道	路	班	3	水防に関すること。
					\ <u>L</u>	上 口	-511	4	土木、林務関係機関との連絡調査に関すること。
建	設	杂	筶	竌				5	建築物の災害対策に関すること。
Æ	以	\^ 1	×	цη				6	建築物の被害調査に関すること。
								1	簡易水道施設に関すること。
					施	設	班	2	生活水に関すること。
				ルビ	以	ŊI	3	間柏原発電所に関すること。	
						4	公営住宅に関すること。		

	部		名			班		名			分 掌 事 項
										1	教育施設の災害対策に関すること。
										2	教育施設の被害調査に関すること。
										3	児童生徒の避難に関すること。
	文 教 対 策 部		学	校	教	育	班	4	災害時の応急教育に関すること。		
									5	災害時の学校給食に関すること。	
4			址						6	教育関係義援金品の受付に関すること。	
	又 教 刃 束 部	口口				7			文教対策部内の連絡調整に関すること。		
							1	社会教育施設の災害対策に関すること。			
								2	社会教育施設の応急に関すること。		
					社	会	教	育	班	3	文化財の被害調査に関すること。
										4	災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関する
										,	- Ł.
										1	災害時の医療、病院の維持に関すること。
医	療	対	策	部	医		事		班	2	医療施設の災害対策に関すること。
										3	医療施設の被害調査に関すること。
ji.	納	卆	等	如	会		計		班	1	義援金の受付保管に関すること。
Ш	Wr 1	√ .1	バ	цη	K		ÞΙ		弘	2	災害時における支出に関すること。
議	会	対	策	部	議		会		班	1	議会議員の動向に関すること。
消		防		団						1	消防団活動に関すること。

第2款 職員の参集及び動員

1 職員参集・配備基準

地震発生時の職員の参集・配備については、次表のとおりとする。

体制	災害事象	主な対応
情報連絡本部体制 (配備基準:警戒配備) 本部長:総務課長 副本部長:防災G長 本部員:配備体制による	・村内で震度3以上の地震があったとき。 ・隣県で震度6弱以上の地震が発生し、かつ、県内で震度3のとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 ・その他総務課長が必要と認めたとき。	・情報の収集・伝達
災害警戒本部体制 (配備基準:非常配備) 本部長:総務課長 副本部長:建設課長 本部員:配備体制による	・村内で震度4以上の地震で被害が発生し、又は発生が予想されるとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 ・その他総務課長が必要と認めたとき。	・情報の収集・伝達 ・水防活動 ・避難
災害対策本部体制 (配備基準:特別非常配備) 本部長:村長 副本部長:副村長 本部員:全職員	・村内に震度5弱以上の地震があったとき。・その他地震に関する災害で村長が必要と認めたとき。	・情報の収集・伝達 ・消火 ・水防活動 ・救助・救急・捜索 ・二次災害防止 ・避難 ・災害対策調整本部 会議の開催 ・その他被害状況に 対応した活動

2 職員の動員

(1) 動員の指示

村長は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は 災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指 示するものとする。

村長は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災 害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示 を発して体制の強化を行うものとする。

(2) 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行うものとする。

(3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場 所、服装、携帯品等の必要な情報をあわせて伝達するものとする。

3 職員の対応

(1) 職員の登庁

職員は、地震が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた場所に登庁し、災害対策業務に従事するものとする。

地震の発生を認知した職員は、インターネットや防災・防犯情報メール等で確認 するなど積極的に情報収集に当たるものとする。

(2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、 日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努める ものとする。

(3) 登庁できない場合の措置

職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、 その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を 速やかに災害対策本部に報告のうえ、連携を強化して災害対策を推進するものとす る。

5 県等への報告・通報

村は、村災対本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県(県災害対策本部 設置前にあっては危機管理局、県災害対策本部設置後にあっては総合対策部連絡調 整班)にその旨を報告するとともに、警察署に通報する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 災害情報の収集・連絡

1 地震情報等の連絡

村は、気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

- (1) 情報の種類
 - ①地震情報
 - ②南海トラフ地震臨時情報
- (2) 地震情報の収集

県内 26 市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制を取ることとする。

ア 地震情報の種類と内容の表

地震情報の 種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの 発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報また は津波注意報を発表した場合 は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグ ニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報 (注1)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または 津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される 場合 ・緊急地震速報(警報)を発表 した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (注1)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発 表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(注1) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度 に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

イ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管 区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の 種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・宮崎県で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・宮崎県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に 発表するほか、状況に応じて必要 となる続報を適宜発表 ・宮崎県で大津波警報、津波警 報、津波注意報発表時 ・宮崎県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	•定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他 防災に係る活動を支援するために、毎月の宮 崎県及び九州・山口県の地震活動の状況を取 りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの 九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめ た資料。

(注1) 地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(3) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される 地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、 ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震 速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いられる椎葉村の区域は「宮崎県北部山沿い」である。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波 を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来 ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合 わない。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本 放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。 また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含 む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く国民ー 般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政 無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅など	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
屋内	<注意>
	・慌てて外へ飛び出さない。
	・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して
	消火しない。
	・扉を開けて避難路を確保する。
集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
	<注意>
	・慌てて出口・階段などに殺到しない。
	・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
屋外	建物の壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。
	丈夫な建物の中に避難する。
車の	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、慌ててスピード
運転中	を落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注
	意を促した後、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな
	揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な
	方法により道路の左側に停止させる。

※ 気象庁制作の地域防災計画への標準的な記載例による。

エ 普及・啓発の推進

宮崎地方気象台は、県及び市町村その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性(地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。)や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

村は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。

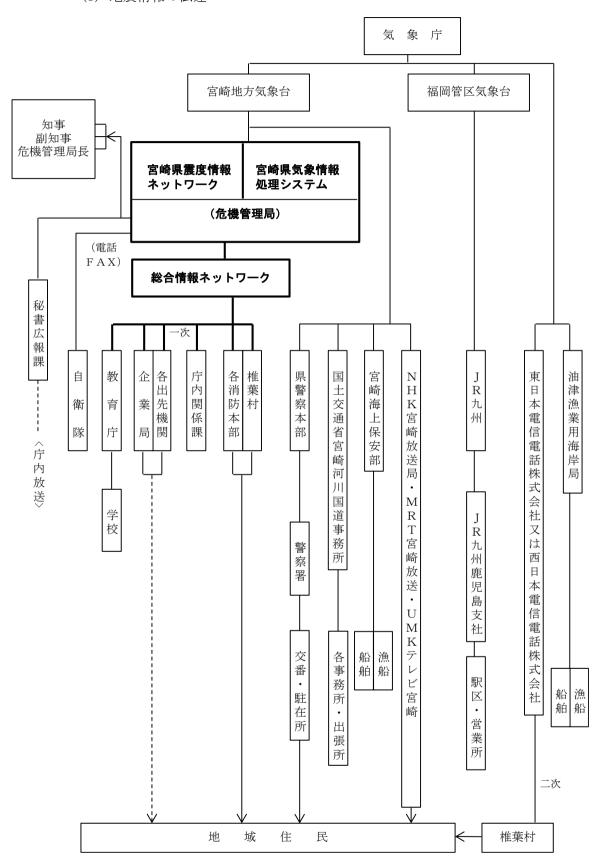
オ 緊急地震速報を取り入れた訓練

村は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

- (4) 南海トラフ地震臨時情報
- ア 南海トラフ地震臨時情報の発表条件
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
 - (イ) 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
- イ 南海トラフ地震臨時情報に付与するキーワード 南海トラフ地震臨時情報が発表される場合、以下のキーワードを付与した4つ がある。

南海トラフ地震臨時情報	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と
(調査中)	関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続し
	ている場合
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマ
(巨大地震警戒)	グニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマ
(巨大地震注意)	グニチュード 7.0 以上、マグニチュード 8.0 未満の地震が発
	生したと評価した場合
	想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外
	側 50km 程度までの範囲でマグニチュード 7.0 以上の地震が
	発生したと評価した場合
	ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプ
	レート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常と
	は異なるゆっくりすべりが観測された場合
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない
(調査終了)	現象と評価した場合

(5) 地震情報の伝達



- (ア) 村に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。
- (イ) 村長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじ め情報等の内部伝達組織を整備しておく。
- (ウ) 村長は、情報の伝達を受けたときは、村防災計画の定めるところにより、速 やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。

(6) 異常現象発見者の通報義務

住民は、地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を 発見した者は、直ちにその旨を村長又は警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に、また、村長は、宮崎地方気象 台、県(危機管理局)、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 被害状況の早期把握

(1) 震度分布把握システムの活用

村は、設置された計測震度計の情報を震度情報ネットワーク・システムで収集し、村内の震度分布を把握し、被害の概況を推測する。

3 第1次情報等の収集

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、 把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

報告は災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告するものとする。 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

(2) 調査項目

重点的に調査すべき項目を次に示す。

ア 火災の状況(炎上、延焼、消防団の配置)

- イ 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無)
- ウ 道路の被害(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱)
- エ 崖崩れの状況(位置、被災戸数、要救助者の有無)
- オ 道路渋滞の状況
- カ 住民の行動、避難状況、要望
- キ 現地での応急対策活動での問題点
- ク 災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- ケ 社会福祉施設の被害
- (3) その他の手段による情報の収集
- ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ テレビからの情報収集

テレビを視聴し、情報を収集する。

- ウ アマチュア無線家の協力による情報収集 日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。
- エ 民間企業からの情報収集 タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。
- (4) 孤立集落の被害状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、村、防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、村に連絡するものとする。また、村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

4 被害情報、応急対策活動情報の連絡

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に県及び村災害対策本部に連絡する。県及び村災害対策本部は、これらの情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

(1) 被害情報等の伝達手段

村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。
- イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他

機関の無線通信施設等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、 あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(2) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて、次の要領により行う。

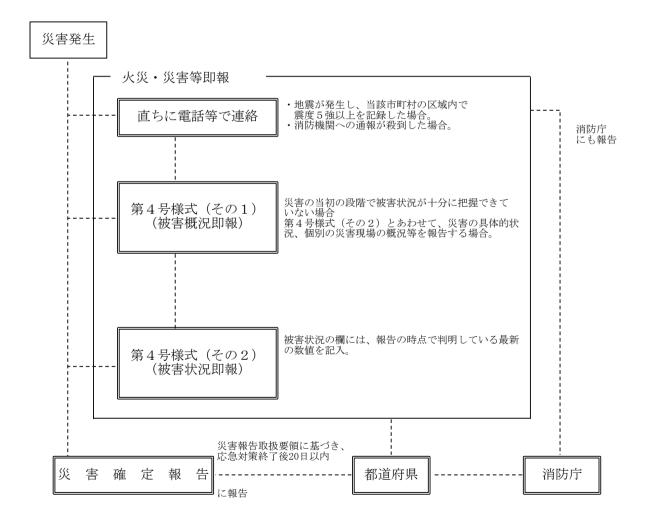
ア即報

地震発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ 確定報

応急対策終了後20日以内に報告。

ウ 事務処理フロー



	平日	夜間・休日
	(NTT回線) 03-5253-7527	(NTT回線) 03-5253-7777
報告先	03-5253-7537 (FAX) (消防防災無線)	03-5253-7553 (FAX) (消防防災無線)
消防署	90-49013 90-49033 (FAX)	90-49012 90-49036 (FAX)
	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49012
	TN-048-500-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)

(参考) 災害報告取扱要領

第4号様式(その1)

	〔災害概況即	報〕									報告日時	宇	年	月	日時	分
											都道府県	Į				
						>>\\ 	5 /= +v :	T 4			市町村	ţ				
						消防庁	受信者)	大名			(消防本部名)					
											報告者名	,				
災害	名		(/	第	報)							1				
	発生場所										発生日時	J	1	日	時	分
災害の概況																
の概																
况																
		死	者)	Λ.	不明	人			全壊		棟	一部	破損		棟
	死 傷 者	n 15	-1*			⇒ 1		住	家	V/ I=		4-4-	+	>= L		4-4-
		負 傷	者	,	人	計	人			半壊		馃	床上	泛水		棟
被																
被害の状況																
沢況																
	災害対策本部	等の	(都道	道府県)				(ī	市町村)							
	設置状況															
広	灰色状化															
急対																
策の																
応急対策の状況																

⁽注)第一報については、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<第4号様式―その1(災害概況即報)>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況 が十分把握できていない場合 (例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の 有無等を報告する場合) には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等 の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。 その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、災害救助法の適用基準につい ては、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重 点をおくこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村(消防機関を含む。)及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合には、その要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

(参考) 災害概況即報

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道	府県									区			分		被	害	
		災害	名								流失	: • 坦	里没	ha			
災等	害 名									田	冠		水	ha			
	•	第			報					.km	流失	:・坦	里没	ha			
報告	報告番号								そ	畑	冠		水	ha			
			(月	日	時	現在)			文	教	施	設	箇所			
起生	報告者名									病			院	箇所			
	報告者名									道			路	箇所			
	X	•			分		被	害		橋	り	ょ	う	箇所			
	死				者	人				河			Ш	箇所			
人的被害	行	方	不	明	者	人			=	港			湾	箇所			
被害	負傷者	重			傷	人			=	砂			防	箇所			
	者	軽			傷	人			の	清	掃	施	設	箇所			
						棟				崖	<	ず	れ	箇所			
	全				壊	世帯				鉄	道	不	通	箇所			
住						人				被	害	船	舶	隻			
						棟				水			道	戸			
	半				壊	世帯				電			話	回線			
家						人				電			気	戸			
						棟				ガ			ス	戸			
	_	部		破	損	世帯			他	ブロ	コッ	クヶ	等	箇所			
被						人											
						棟											
	床	上		浸	水												
害						人											
						棟				災	世	帯	数				
	床	下		浸	水	世帯			り	災	ā	旨	数				
						人			火	建			物				
非住家	公	共		建	物	棟			火災発生	危	随		物	件			
家	そ		の		他	棟			生.	そ	O.)	他	件			

区					分	被		害			都			
公 立	. 文	教	施	設	千円				災	等	都道府			
農林	水	産業	能 施	設	千円				害	の	県			
公 共	±	: 木	施	設	千円				対					
その他の公共施設千円							設							
小	小計千円						策	置	市					
公共施設被害市町村数 団体						本	状	时村						
そ	農	業	被	害	千円				部	況				
	林	業	被	害	千円									
	畜	産	被	害	千円				災					
0	水	産	被	害	千円				害	適用				
	商	工	被	害	千円				救	適用市町村名				
									助	村 名				
									法		計			団体
他	そ	Ō.)	他	千円					消防職	員出重	動延人数	人	
被	害	糸	忩	額	千円					消防団	員出重	動延人数	人	
	纺	(害発	生場	所										
	災害発生年月日													
備	災害の種類・概況													
	虎	忘急対	策の	状沥	1									
	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況													
考・避難の指示の状況														
	・避難所の設置状況													
	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況													
	・自衛隊の派遣要請、出動状況													
	・災害ボランティアの活動状況													

<第4号様式―その2(被害状況即報)>

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断 水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部設置市町村名

市町村ごとに、設置及び解散の日時を記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名 市町村ごとに、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

- エ 応急対策の状況
 - ・消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況
 - ・ 避難の指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況 など
- 才 119番通報件数
 - 10 件単位で記入すること。

表-2 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除く ほか、概ね次の基準によるものとする。

被	妥 害 区 分	判 定 基 準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認する ことができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののう ち、1箇月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1箇 月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家である かどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなく とも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな 物置、便所、風呂場、炊事場)、同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同 生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また、同 一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとす る。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも ので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占 める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも のとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度 のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除 く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土 砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

被	害 区 分	判 定 基 準
3 非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公 民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時 人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供す る建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
5 その他の被害	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能 となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しな ければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時 点における戸数とする。

被	害 区 分	判 定 基 準
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、 最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持で きなくなった生活を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害 市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の 被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(3) 情報収集・伝達活動

ア 村は、自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、 直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被 害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要 とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、 事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める

ものとする。

なお、確定した被害及びこれに対して取られた措置の概要については、確定報 を用い災害応急対策完了後 20 日以内に行うものとする。

- (ア) 村災対本部が設置されたとき。
- (イ) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあると き。
- (エ) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき。
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。
- イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災 対本部に直接連絡を取るものとする。

なお、県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告 するものとし、報告後、速やかにその内容について連絡するものとする。

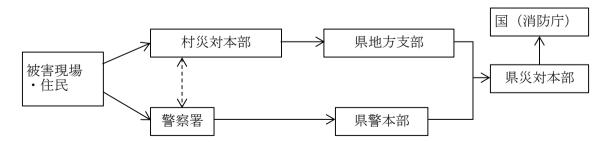
ウ 災害規模が大きく、村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県そ の他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するもの とする。

エ 消防庁への直接報告

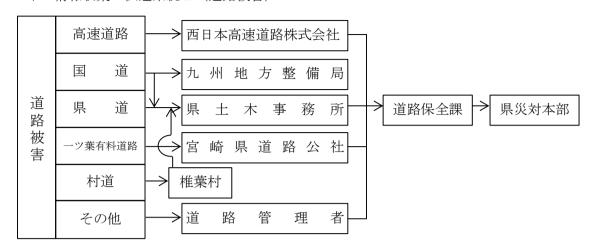
- (ア) 地震が発生し、村の区域内で震度 5 強以上を記録したものについては、第 1 報を直接消防庁へ原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする(被害の有無を問わない。)。
- (イ) 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県 及び国 (消防庁) へ同時に報告するものとする。
- (4) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

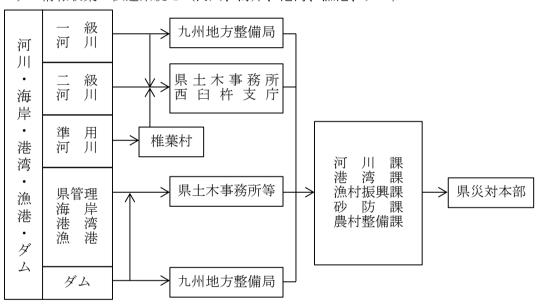
ア 情報収集・伝達系統1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



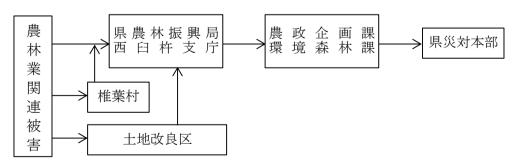
イ 情報収集・伝達系統2 (道路被害)



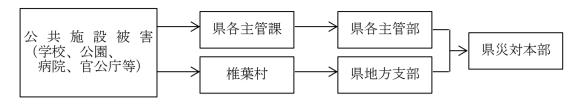
ウ 情報収集・伝達系統4 (河川、海岸、港湾、漁港、ダム)



工 情報収集・伝達系統 5 (農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、 山地)



オ 情報収集・伝達系統6 (その他公共施設)



5 被害状況等の集約

村災対本部は、被害状況等の情報を集約し、取りまとめる。

6 住民への広報

(1) 広報活動

ア 広報内容

(ア) 被災地住民等に対する広報内容

村は、被災地の住民や地震の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- ① 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等)
- ② 避難指示の出されている地域、避難指示の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所(福祉避難所を含む。)、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食料、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ① 被災者への相談サービスの開設状況
- (12) 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- ③ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑤ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

(イ) 被災地外の住民に対する広報内容

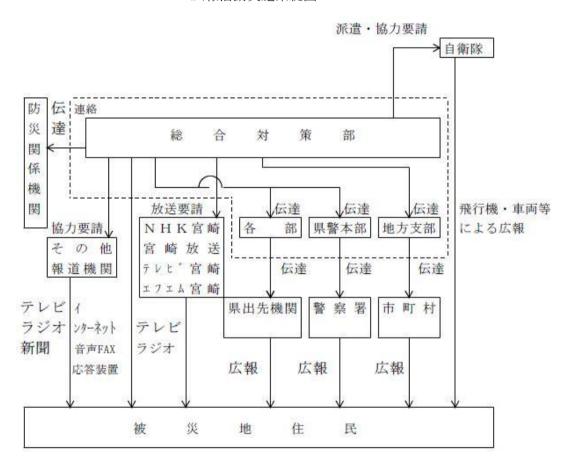
村は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災

地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難指示の出されている地域、避難指示の内容
- ② 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ (被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥ 全般的な被害状況
- ⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 広報手段

広報活動実施系統図



(ア) 報道機関への要請

村は、報道機関(NHK宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎、ミニエフエム局)に応急対策活動を支援してもらうための広報を要請する場合、県に対し、要請する。

(イ) 独自の手段による広報

村は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動

を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ① やまびこ通信(同報系防災行政無線(戸別受信機を含む。))
- ② 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- ③ 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- ④ 広報車による呼びかけ
- ⑤ ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑥ ビラの配布
- ⑦ 有線放送
- ⑧ 携帯電話 (緊急速報メールを含む。)
- ⑨ インターネット
- ⑩ 立看板、掲示板

(ウ) 自衛隊等への広報要請

村は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(2) 報道機関への対応

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、村は可能な範囲で提供するものとする。

第2款 通信手段の確保

1 専用通信設備の運用

村は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

(1) 県総合防災情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、 市町村、消防本部及び赤十字、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災によ る不通のおそれが少ない県総合防災情報ネットワークを活用する。

- ア 気象警報等共通の情報を県庁(統制局、)農林振興局及び土木事務所(支部)等 の関係機関へ伝達するときは「一斉通報」により行う。
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及 び伝達を確保するため、被害状況の報告等緊急通話を優先させる。
- ウ 被災現場より直接通信の必要がある場合は、移動無線(車載及び携帯)により 通信を行う。
- エ その他は「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

2 代替通信機能の確保

村は、応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次の様な代替手段を用いる。

(1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT西日本宮崎支店(延岡)へ依頼する。

(2) NTTの非常・緊急通話の利用

震災時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等 のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電 報を利用する。

ア 非常通話とは、地震、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合(又は 発生のおそれがある場合)、救援、交通、通信、電力の確保や秩序維持のための通 話である。

イ 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等 のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、 非常通話、緊急通話の順となっており、あらかじめNTTに電話番号を登録して おくことが必要である。(県庁重要加入電話)

ウ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

〈非常・緊急通話をご利用になれる機関例〉

	• 気象機関相互間
	・水防機関相互間
	・消防機関相互間
非常	・水防機関と消防機関相互間
電話	· 災害救助機関相互間
	・消防機関と災害救助機関相互間
	・輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間
	・警察機関相互間など
	・予防、救援、復旧などに直接関係のある機関相互間
	・緊急事態発生の事実を知ったものと前項の機関との間
緊急	・犯罪が発生又は発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間
通話	• 選挙管理機関相互間
	・新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間など
	・水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間など

<非常・緊急通話の利用方法>

102 をダイヤルして、オペレータ応答後、次の内容を告げる。

・非常扱い、緊急扱いを告げる。

- ・登録された電話番号と機関などの名称
- 相手の電話番号
- ・ 通話の内容

(3) 携帯電話の使用

村は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(4) 非常無線通信の実施

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第 52 条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信(以下「非常通信」という。)を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

村は、宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

ウ 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は、次のとおりである。

- (ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- (イ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- (エ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの

その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること など災害に関して緊急措置を要するもの

エ 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい) にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名(職名)及び分かれば電話番号
- (イ) 本文(200字以内)、末尾に発信人名(段落にて区切る)
- (ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、 氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本 法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第23条の規 定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することが できる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

優先利 (使) 用する 通信設備設置機関 申込み窓口 もの 県 (総合情報ネットワーク) 県危機管理局・農林振興局・各土木事務所 県警察本部 県警察本部-通信指令室長 各警察署一署長 九州地方整備局 情報通信技術課長・河川国道事務所長等 知事 大阪航空局宮崎空港事務所 その都度依頼する。 市町村長 宫崎地方気象台 その都度依頼する。 指定行政機関の長 地方公共団体 宫崎海上保安部 海上保安部長 水防管理者 JR 九州鹿児島支社 駅長等 水防団長 九州電力株式会社 支社・配電センター・営業センター・電力 消防機関の長 センター・耳川水力整備事務所 宮崎ガス株式会社 その都度依頼する。 陸上自衛隊 その都度依頼する。

通信設備が優先利(使)用できる機関名

(6) 孤立防止対策用衛星電話の利用

航空自衛隊

災害時、特に山間部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このため、西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社及び村は、孤立防止対策用衛星電話を、村役場等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用する。

その都度依頼する。

<利用方法>

- ●電話をかけるとき
- ★MODEランプ消灯時 (オペレータ扱い):通常はこの状態
- ア 受話器を外します。
- イ 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。
 - (注) MODEランプ消灯時は、102、117以外は使用できません。
- ウオペレータが出ましたら、次のことをお告げください。
 - ・衛星電話からの通話であること。
 - 非常扱いの通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること。
 - ・お客様の機関の名称
 - 相手の電話番号

- ・お話になる内容
- エ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話ください。
- ★MODEランプ消灯時(自動接続):災害時などに遠隔で設定
- ア 受話器を外します。
- イ お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。
- ウ 応答がありましたらお話ください。
- ●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。

オペレータが通話をおつなぎします。

(7) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、村が保有する防災相互通信用無線電話を利用する。

(8) 放送機能の利用

村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を NHK 宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に対し、知事を通じて要請する。

(9) 総合通信局の災害対策用移動通信機器の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器(簡易無線局、MCA 用無線機、衛星携帯電話)を備蓄しており、村等は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。

(10) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により 通信を確保するものとする。

(11) 自衛隊の通信支援

村は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、要請手続を行う。

- (12) アマチュア無線ボランティアの活用
- ア 受入体制の確保

村は、平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、 災害発生後直ちに「受入口」を設置し、アマチュア無線ボランティアを確保できるよう、宮崎地区非常通信連絡会に要請する。

- イ アマチュア無線ボランティアの活動内容
 - ① 非常通信
 - ② その他の情報収集活動

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

1 応援要請の実施

(1) 応援要請

ア 他市町村への要請

村長は、村の地域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎県市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

また、村長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を 構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた 具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のため必要な事項

イ 県への応援要請又は職員派遣の斡旋

村長は、知事若しくは指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の斡旋を求める 場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(ア) 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)

- ⑥ その他必要な事項
- (イ) 職員派遣斡旋時に記載する事頃
 - ① 派遣の斡旋を求める理由
 - ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項
- ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

村長は、村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項
- エ 民間団体等に対する要請

村長は、村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

村長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報 交換を行うものとする。

- (2) 物資等の受入体制の確保
- ア 連絡窓口の明確化等

村長は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡窓口を定めておく ものとする。

イ 物資等の受入体制の整備

村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておくものとする。また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努めるものとする。

3 消防機関の応援要請

(1) 応援要請

村は、被災時に、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。また、隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、 消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時におけ る広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプ ターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し、宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

4 受援計画

村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、また、他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援ができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努めるものとする。

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

- ア 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ 自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がない と認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(2) 要請権者(要請を行うことができる者)

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、知事、第十管区海上保安本部長、宮 崎空港事務所長(以下「知事等」という。)である。

(3) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ア 村長から派遣要請し、知事が必要と認めた場合
- イ 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被 害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要が あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先 して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水 防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓 開又は除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関 の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」 (S. 33 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償 貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及 び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて、情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を取る。

(5) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は、以下のとおりである。

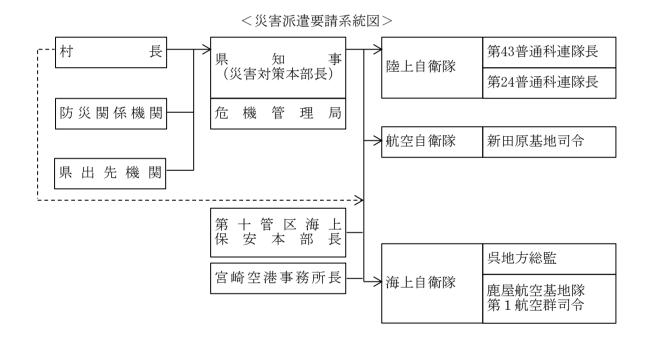
区分	あて先	所在地	電話番号	備考
陸上自衛隊 " 航空自衛隊 海上自衛隊	陸上自衛隊第 43 普通科連隊長 陸上自衛隊第 24 普通科連隊長 航空自衛隊新田原基地司令 海上自衛隊呉地方総監 海上自衛隊鹿屋航空基地隊 第 1 航空群司令	都城市久保原町 えびの市大河平堀浦 児湯郡新富町新田 呉市幸町3丁目 鹿屋市西原町	0986 (23) 3944 0984 (33) 3904 0983 (35) 1121 0823 (22) 5511 0994 (43) 3111	

(注)陸上自衛隊の担当区域

第24普通科連隊…えびの市、小林市、西諸県郡

第 43 普通科連隊…県内全域

ただし、えびの市、小林市、西諸県郡を除く。



(6) 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊に対し、原則として文書により行うこととする。 ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やか に文書を提出するものとする。

派遣要請に当たっては、原則として、次の事項を明確にするものとする。

- ア 災害の情況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

<災害派遣要請書様式>

(陸上自衛隊第43普通科連隊長) 殿

文書番号

年 月 日

宮崎県知事

自衛隊の災害派遣について (要請)

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の情況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

(7) 村長の知事への派遣要請

村長が、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(危機管理局)に要求するものとする。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<知事への要求書様式>

文書番号

宮崎県知事殿

年 月 日

(市町村長)

囙

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請を お願いいたします。

記

- 1 災害の情況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する機関
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

(8) 村長が県に依頼することができない場合の措置

村長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものと

する。この際、村長は、当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の 発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないとき は、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部 隊等の派遣を行うことができる。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機(必要に応じ地上部隊又は艦艇等)により、自衛又は他部隊 のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。

(例)

- ① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、 市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を 受け、直ちに救援の処置を取る必要があると認められること。
- ② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命 救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該 災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置を取る必要が あると認められる場合

(4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又は

その近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣 (近傍派遣)がある。

3 自衛隊受入体制の確立

(1) 受入側の活動

災害派遣を要求した村長は、派遣部隊の受け入れに際して、次の事項に留意して、 自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できる よう処置するものとする。

ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- (イ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- (ウ)派遣部隊の宿泊施設及び駐車場(部隊の集結地)を選定し、指定すること。

イ 災害派遣部隊到着後

- (ア)派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ、最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。
- (イ)派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。
- (2) ヘリコプターの受け入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に 万全を期す。

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは村の負担とする。ただし、 要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金 (災害派遣に関わる事項に限る。)
- イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲取料
- ウ 活動のため現地で調達した資器材の費用
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。) の補償
- オ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。 なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議するものとする。

4 派遣部隊等の撤収要請

(1) 村長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して 撤収要請を要求するものとする。

<知事への要求書様式>

文書番号

年 月 日

(A)

宮崎県知事殿

(市町村長)

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。

記

- 1 撤収開始日時
- 2 撤収の理由等
- (2) 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

<災害派遣撤収要請書様式>

文書番号

年 月 日

(陸上自衛隊第43普通科連隊長) 殿

宮崎県知事

自衛隊災害派遣部隊の撤収について(要請)

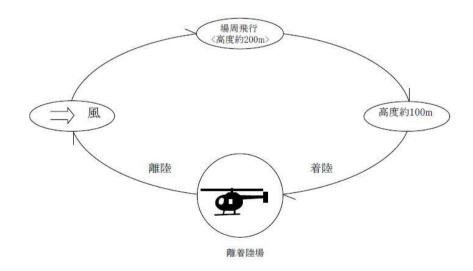
年 月 日付(文書番号)で派遣を要請した標記について、 年 月 日 時 分をもって撤収を要請します。

- (3) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合は速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。
- 5 緊急時へリコプター離着陸場の選定と準備

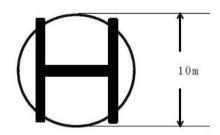
村が災害時に航空機による援助を受けるための緊急時へリコプター離着陸場の選

定と準備については、次のとおりとする。

- (1) 使用離着陸場名(特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する。)、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県(危機管理局)に連絡を行うこと。
- (2) 離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径 10mのH印を行い、着陸中心を示すこと。
- (4) 夜間は、離着陸場 (別に指定するものに限る。) にカンテラ等により、着陸地点 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 離着陸場と村役場及びその他必要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- (6) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向って 通常約9度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に 着陸するものではない。
- (7) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (8) 四方に仰角 9 度 (OH-6の場合は 12 度) 以上の障害物がないこと。
- (9) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- (10) 大型車両等が進入できること。
- (11) 林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上) を考慮すること。
- (12) 離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

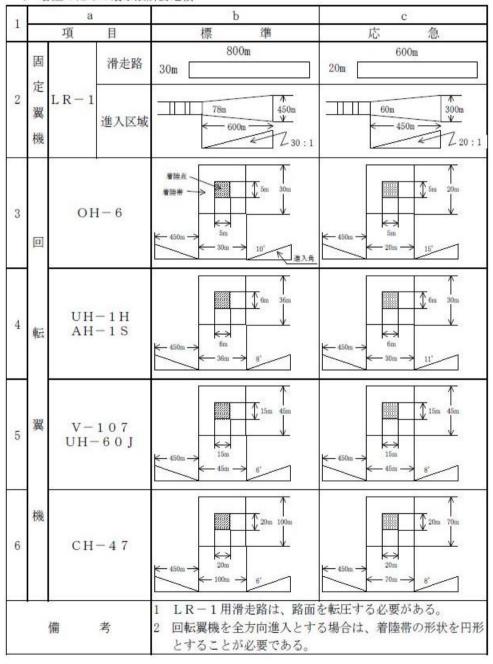


離着陸場



軽飛行機及びヘリコプター離着陸 (発着) のための必要最小限の地積

1 着陸のための最小限所要地積



2 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1	a	b	С
	機種	同時発	着機数
	1茂1里	4	12
2	OH-6	$30\text{m} \times 120\text{m}$	
3	UH-1H AH-1S	$50\text{m} \times 150\text{m}$	150m×150m
4	V-107 UH-60J	$75 \text{m} \times 200 \text{m}$	150m×300m
5	CH-47J	$300\text{m} \times 300\text{m}$	

6 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

①旗による信号

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項	適要	
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常 事態(患者または 緊急に手当を要す る負傷者)が発生 している。	員の降下を乞う。	旗の規格は1辺 lmの正方形の布 を用い上空から	
黄旗	異常事態発生	欠乏等異常が発生	できれば通信筒を	を用い上空から 見やすい場所で 旗面が航空機か ら判明しやすい 角度で大きく振 るものとする。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生 していない。	特に連絡する事項 はない。	3	

②身振り信号

信号の種類	意味	信号の種類	意味
٠	医療手当を要す	X	ここに着陸するな
Â	当方の受信機は 作動している	7	ここに着陸せよ
**	通信筒を使用せよ	*	器材的援助及び 部品を要する
H	然り (YES)	Ŕ	間もなく進行できる ので出来れば待て
Å	否 (NO)	¥	収容頼む 航空機は大破した
×	万事OK 待つ必要なし	3,500,000	

③生存者対空信号

生存者の使用する対空目視信号の記号

番号	記号	意味
1	V	援助を要する。
2	X	医療援助を要する。
3	N	否定。
4	Y	肯定。
5	1	この方向に前進中。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

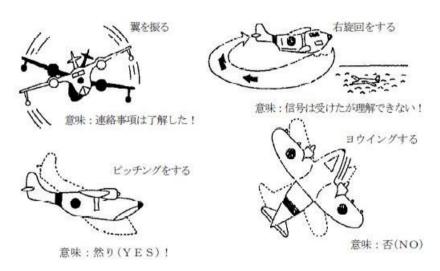
事	項	信号	7
了	解	なで振る (ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。)	
了解で	ゔきず	2行飛行(機首を左右交互に向ける)	٦

(3) 航空機から地上に対する信号要領

事	項	信	号	信 号 の 内 容
投	下	急	降下	物資または信号筒を投下したい地 点の上空で急降下をくり返す。
誘	導	意を喚起したの	のち、誘導目的地 発行し、目的地上	ある地点で異常を発見し、その地 点まで地上の人員を誘導したい場 合に行う。
督	促	連続	旋回	地上からの信号等通信事項を求め る際に行う。

<対空目視信号>

- ・ 航空機の応答信号
- ア 昼間又は月夜



イ 夜間

- (ア) 発光信号(緑)による点滅「・-・」の連続
 - 意味:連絡事項は了承した!
- (イ) 発光信号(赤)による点滅の連続

意味:信号は受けたが理解できない!

※ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径 10m のHを図示し、 風向を吹流し、又はT字形(風向 \to \vdash)で明確に示すものとする。

第4節 救助・救急及び消火活動

第1款 救助・救急活動

1 救助・救急活動の原則

- (1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、村長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、村長が行う救助・救急活動に協力する。
- (3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 村は、村の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- (6) 自衛隊の救助・救急活動は「第3節第2款自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の 定めるところにより行う。

2 村及び消防機関による救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

各消防機関は、災害の状況を村長及び知事に対して報告するとともに、応援要 請等の手続に遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、次の組織的な対策が取れるよう、計画的な体制の整備に努める。

- ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる 限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ実施する。
- イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付 近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て、迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

- (5) 後方医療機関への搬送
- ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応 急手当を行い、医療機関に搬送する。
- イ 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困 難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、 救急隊に対して情報伝達する。
- (6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

3 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う ものとする。

- (1) 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第2款 消火活動

1 消防機関による消火活動

- (1) 情報収集、伝達
- ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防機関は、災害の状況を村長(場合によっては知事)に対して報告するとと もに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとり鎮圧に当たる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に 応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に 消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

工場、危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防団を必要とする場合は、 市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、消防団を集中 して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防 護上に必要な消火活動を優先する。

特に、危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住 民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置を取る。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転 戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、 行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

- (イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優 先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延 焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

村は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に 基づき他の消防機関に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく 応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第 44条第1項に基づく緊急消防援助隊による被災市町村の応援等の要請を依頼する。

(4) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急 消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援 する。

(5) 応援隊との連携

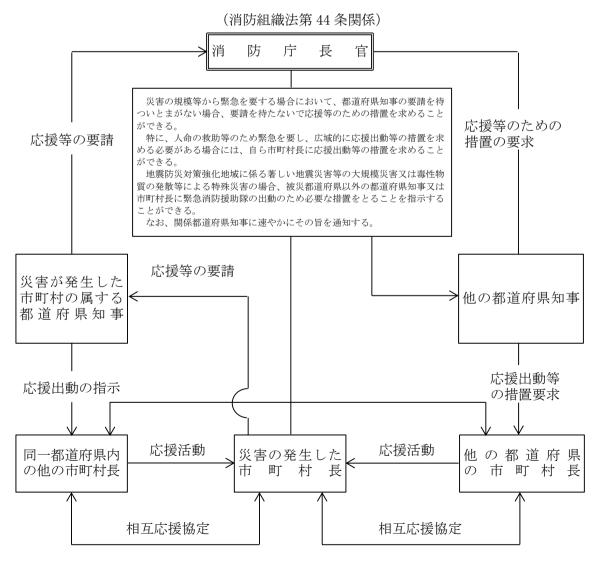
災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの 応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情 報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援 計画」に基づいて行う。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

村は、管理区域内の道路について、放置車両や立往生車両等が発生した場合には、 消防用緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に 対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、 村は、自ら車両の移動等を行うものとする。

<大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー>



2 住民、自主防災組織、事業所(研究室、実験室を含む。)による消火活動

(1) 住民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するととも に、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれ ぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、汲み置き水等で消火活動を行う。

- (2) 自主防災組織の活動
- ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼 びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。
- イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- ウ 消防団が到達したときは、消防団の長の指揮に従う。
- (3) 事業所の活動
- ア 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の 確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要 な防災措置を講ずる。

- イ 火災が発生した場合の措置
 - (ア) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
 - (イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
- ウ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

- (ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (イ) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第5節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動

1 災害拠点病院等による医療救護活動

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定してお

り、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本 部等の関係機関との連携を図りながら、災害拠点病院を中心とした医療救護活動を 行うものとする。

(1) 地域災害拠点病院

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療を行うとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣等を行う。

また、適切なトリアージを行い、限られた医療資源を有効に利用することに努める。

- 注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急 度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。
- (2) 基幹災害拠点病院

県全体の災害拠点病院の中核となり、地域災害拠点病院の後方施設として、更に 高度な医療救護活動を行う。

第2款 DMAT等による医療救護活動

災害拠点病院による医療救護活動のほか、状況に応じてDMAT及びJMAT等の医療 救護班を現地に派遣するものとする。その編成等は次のとおりとする。

1 DMATによる医療救護活動

(1) DMATの編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMA Tの派遣等の協力を申し出たDMAT指定医療機関が編成する。

(2) DMATの構成

医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の4名を標準とする。

(3) DMATによる活動

県は、統括DMATと連携し、各DMATへの派遣要請及び参集場所の設定等を 行う。各DMATは、活動拠点本部等における統括DMAT等の指揮命令に基づき 活動を行う。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

- ア 災害現場での医療情報の収集と伝達
- イ 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- ウ 被災地内の病院における診療支援
- エ 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- オ その他災害現場における救命活動に必要な措置

2 医療救護班による医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

機関名	名 称	備考
県 立 病 院	県立病院救護班	
日本赤十字社	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班	
宮崎県支部	日本赤十字社宮崎県支部現地医療班	
医 師 会	JMAT(日本医師会災害医療チーム)	民間医療機関等で構成
歯科医師会	歯科医療救護班	民間医療機関等で構成
薬 剤 師 会	薬剤師医療救護班	民間薬局等で構成
国立病院等	協力医療救護班	国立病院等で編成
看護協会	宮崎県看護協会支援ナース	登録ナースで編成
市 町 村	市町村医療救護班	市町村立医療機関で編成
保 健 所	保健所医療救護班	

(2) 医療救護班の構成

医師 1名

保健師、助産師、又は看護師(准看護師を含む。)3名 事務担当者 1名

(3) 医療救護班による活動

避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設を利用 して臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを 編成し、巡回救護を行うものとする。

ア 村 (救助法が適用された場合) の区域内の病院及び診療所

イ 隣接する町村の区域内の病院及び診療所

第3款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物 資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制 を確保する。

1 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するものとするが、消防機関のみでは十分な対応ができ

ない場合は、病院所有の搬送車、自家用車等の活用を図るものとする。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時へリコプター離発着場等の確保を図るものとする。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が 必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点まで の搬送体制の確保を図るものとする。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するものとするが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自 衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うものとするが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、 自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

第4款 医薬品等の供給

県は、宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、速やかに供給する。また、災害規模により、備蓄医薬品等が不足する場合は、災害応援協定団体と連携し、必要な医薬品等を調達・供給する。

さらに、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給するとともに、 必要に応じて日本赤十字社九州ブロック血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

第5款 医療情報の確保等

村及び消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき 医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

- (1) 村は、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を取るものとする。
- (2) 緊急輸送は、次の優先順位に従って行うことを原則とする。
- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施
- (3) 村は、輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している各市町村に協力を要請する。

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

- (1) 第1段階(地震発生直後の初動期)
- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- オ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- キ ヘリコプター等の燃料
- (2) 第2段階(応急対策活動期)
- ア 前記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- (3) 第3段階(復旧活動期)
- ア 前記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品

- 工 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

3 緊急輸送

- (1) 村が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、村で行うことを原則とする。
- (2) 村長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- (4) 村は、管内の緊急時へリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用 可能状況を県に報告する。
- (5) 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、村災害対策本部に必要な措置を 要請する。

第2款 陸上輸送体制の確立

1 道路(緊急輸送道路)の応急復旧

(1) 被害状況の把握

村及び各道路管理者は、所管する緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送ルート啓開の実施

村は、行政区域内の緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

(3) 障害物の除去 (緊急通行車両の通行の確保)

村は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

村は、管理区域内の道路について、放置車両や立往生車両等が発生した場合には、 緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、 車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、村は、 自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 啓開資機材の確保

村は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(5) 応急復旧

被害を受けた緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

2 道路輸送手段の確保

- (1) 車両等の確保
- ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者(以下「車両等」という。)の確保は、次の各関係機関等の協力を得て、行うものとする。
 - (ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等
 - (イ) 公共的団体に属する車両等
 - (ウ) 自衛隊の車両等
 - (エ) 営業用の車両等(トラック協会等)
 - (オ) 自家用の車両等
- イ 村内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で車両を確保する方 が効率的な場合は、隣接の町村又は県に協力を要請して車両等の確保を図るもの とする。

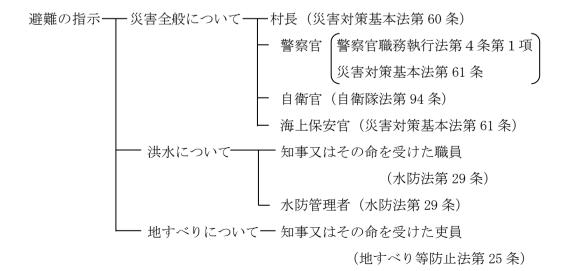
第7節 避難収容活動

第1款 避難誘導の実施

1 避難対策の実施責任者

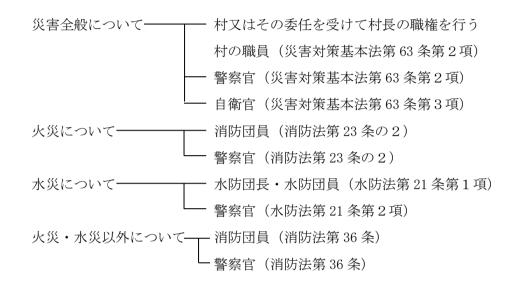
(1) 避難の指示

避難指示の実施責任機関は、次のとおりとするが、村が全部又は大部分の事務を 行うことができなくなったときは、知事は、村長の実施すべき措置の全部又は一部 を代行する(災害対策基本法第60条第5項~第7項)。



(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消 防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行うこととす る。なお、村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、 災害対策基本法第 63 条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する(災害 対策基本法第73条第1項)。



(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、避難所の 開設、収容保護は、村が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施するも のとする。

2 避難指示

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これ らについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難情報等の発 令を行う。

- ・土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流)・余震による建物倒壊

• 延燒火災

- ・地震水害 (河川等)
- 危険物漏洩(劇毒物、爆発物)
- その他

(2) 避難の指示

ア 村長及び水防管理者

村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又は発生するおそれが

あり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、 速やかに立退きの指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めるこ とができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を 徹底しておくものとする。なお、村は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に 対し、避難指示等について助言を要請することができる。

イ 警察官

警察官は、村長が指示できないと認めるとき、または村長から要求があったとき、 もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該 地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を 村長に通知する。

また、警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官又は海上保安官がその場にいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は 避難させることとする。

(3) 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 発令者
- イ 差し迫っている具体的な危険予想
- ウ 避難対象地区名
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ 避難行動における注意事項(携帯品、服装等)
- カ 出火防止の措置(電気<配電盤>の遮断措置等)
- (4) 避難措置の周知
- ア 村長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき村長及び関係機関に 通知するものとする。
- イ 村長は自ら避難の指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った 旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対し、その周知徹底を図るとともに、 知事に報告するものとする。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ア) 関係機関への連絡

村長は、避難を指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

(イ) 住民への周知徹底

村長は、避難を指示した状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難 の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- a テレビ、ラジオ、市町村防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のSNS(ソーシャルネットワークシステム、) 広報車・消防団による広報、電話・FAX・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織、近隣住民等による積極的な声かえ等により、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底させる。
- b 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。

なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータル サイト・サーバー運営事業者に対し、避難指示等に関する情報をトップページ に掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

3 避難実施の方法

避難の指示者及び村長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものと する。

(1) 避難の順位

避難の順位は、次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

- ア 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者
- イ 防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は、次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

- ア 避難に当たっては、村、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、 避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難 の安全迅速化を図るものとする。
- イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。
- ウ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2箇所以 上選定しておくものとする。
- エ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限に制限し、円滑な 立退きについて適宜の指導をするものとする。
- オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難漏れ、又は要救出者の有無を確か めるものとする。

4 警戒区域の設定

- (1) 設定の基準(災害全般)
- ア 村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民 等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警 戒区域を設定することとする。
- イ 警察官は、村長(権限の委託を受けた村の職員を含む。)が現場にいないとき、 又は村長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知することとする。
- ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、村長その他その職権を行うことができる者が その場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官 は直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知することとする。
- (2) 規制の内容及び実施方法
- ア 村長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁 止の措置を講ずる。
- イ 村長及び警察官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防 犯・防火のためのパトロールを実施する。

5 避難場所への職員等の配置

村が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため村職員(消防団員を含む。)、警察官を配置する。

6 避難場所における救護等

- (1) 避難場所に配置された村職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。
- ア 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
- イ 避難した者の掌握
- ウ 必要な応急の救護
- エ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への 収容
- (2) 村が設定した避難場所を所有し、又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

7 避難状況の報告

(1) 村は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて、 次に掲げる避難状況の報告を求める。

- ア 避難の経過に関する報告(危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ち に行う。)
 - (ア)避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)
 - (イ) 上記事態に対し、応急的に取られた措置
 - (ウ) 村等に対する要請事項
- イ 避難の完了に関する報告(避難完了後、速やかに行う。)
 - (ア) 避難場所名
 - (イ)避難者数・避難世帯数
 - (ウ) 必要な救助・保護の内容
 - (エ) 村等に対する要請事項
- (2) 村は、避難状況について、県へ報告する。

第2款 避難所の開設、運営

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

村は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により速やかに避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導すること。

特に、要配慮者への避難誘導に留意すること。

ア 基本事項

(ア)対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者 (旅行者、旅館等の 宿泊者、通行人を含む。)
- c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
 - ・村長の避難命令を受けた者
 - ・村長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

(イ) 開設場所

- a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の 有無など安全性を確認のうえ、避難所を開設すること。
- b 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された 施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さら に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外 の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設す

るよう努めるものとする。

- c 災害の様相が深刻で、村内に避難所を開設することができない場合は、隣接 町村の避難所への収容委託や隣接町村の建物又は土地を借上げて避難所を開設 すること。
- d 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し、生活相談員等を配置 すること。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難 させること。

(ウ) 設置期間

- a 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し、避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小すること。
- b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の 施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。

特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図ること。

- c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて、公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進めること。
- d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。 ただし、期間を延長する必要がある場合には、内閣府特命担当大臣(防災) の承認を必要とするため、県と協議すること。

(エ) 県への報告

村は、避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告すること。この場合の報告事項は、概ね次のとおりである。

- ・避難所の開設の日時及び場所
- ・ 開設数及び収容人員
- ・開設見込み期間

(オ) 県への要請

村は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設営に支障が生じた場合には、必要によって隣接町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請すること。

イ その他

村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されたとしても原則として開設しないものとする。

(2) 避難所の運営

村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主

防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう 努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 また、村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がか からないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与す る運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア 管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として村職員の管理責任者に男女両方を配置すること。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が因難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

また、管理責任者は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備すること。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

- (ア)避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具 その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備するこ と
- (イ)被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握すること。

要配慮者を把握した場合、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行うこと。

(ウ)被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に村災対 本部と連絡を行うこと。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておくこと。

(エ) ボランティア組職等の支援に関して、適切な指示を行うこと。

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する こと。

- (ア) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布すること。
- (イ)避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、

管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(設備、備品の例示)

- ・ 畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- 冷暖房機器
- 仮設風呂・シャワー
- 洗濯機・乾燥機
- 仮設トイレ
- その他必要な設備・備品
- (ウ) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努めるもの とする。

なお、物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。

- (エ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに、 必要な電気容量を確保すること。
- (オ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にテレビ、 電話、ファクシミリ等の通信手段を確保すること。
- (カ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い 等男女双方の視点や性的マイノリティ等に以下のとおり配慮し、避難所におけ る安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努 めるものとする。
- a 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
- b 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性 専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること。
- c 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、 女性用トイレの数を多めにすること。
- d 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の 設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけること。
- e 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等 と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努めること。
- f 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとす

る。

なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回 パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にや むを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること。

(キ) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供 に努めること。

エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援すること。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動(食事つくりやその片付け、清掃など)が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮するものとする。

オ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置 された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるととも に、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受 け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとし て、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を 拠点として支援を行うことが望ましい。

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む。)を得られないため 直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要 物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

第3款 被災者の把握

1 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

村は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合 を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用すること。

ア 登録事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- (ウ) 親族の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (オ) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- (カ) 支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)
- (キ) 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- (ク) その他、必要とする項目

イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録すること。

ウ 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具 その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、 避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、村災対本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 避難所外被災者の状況把握

避難所に避難してしいない被災者についても、必要に応じて、避難所への収容と 生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握すること。

避難所の過密の回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも、独自 に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、 防災関係機関はもとより、NPOやボランティアと連携して被災者の把握に努める。 特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意 すること。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、 避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報につい て村に提供するものとする。

2 被災認定

村は、被災認定を、第3章第17節第1款の基準により行う。

第4款 避難生活環境の確保

1 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

村は、要配慮者(高齢者や乳幼児等)の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

村は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

2 健康管理

- (1) 被災者の健康状態の把握
- ア 村は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健 康状態の把握を行う。
- イ 村は、巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- ウ 村は、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。
- (2) 被災者の精神状態の把握
- ア 村は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被 災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- イ 村は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の 協力を得ながら行う。
- (3) 継続的要援助者のリストアップ

村は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要

な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

村は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(5) 避難所外避難者の健康状態の把握

村は、在宅避難や車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報等の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第5款 要配慮者への配慮

1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

- (1) 災害発生直後に必要な対策
- ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民 生・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。

なお、村は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認 めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿を提 供でき、この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないこと に留意する。

- イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生・児童委員等の協力 を受け、避難所への速やかな避難誘導を行うこと。
- (2) 早期に必要となる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努めること。

- ア 一般の避難所での対策
- (ア)避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。
- (イ) 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙 オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者 へ保健福祉サービスの提供を行うこと。
- (ウ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者 が不利とならないように介助に配慮すること。

また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。

- (エ)避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴 覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理 解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝え る方法を用いること。
- (オ) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力 を要請すること。
- (カ) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行 を図ること。

イ 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意すること。

- (ア) 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮すること。
- (イ) 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関 と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣 や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮す ること。
- (ウ) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

2 関係団体等との連携

村は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む。)の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健センター、福祉事務所など、様々な関係機関・団体と連携を図る。

3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

社会福祉施設管理者は、地震防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

(2) 搬送及び受入先の確保

社会福祉施設管理者は、災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

社会福祉施設管理者は、入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、村等に対して供給応援を要請すること。

(4) 介助職員の確保

社会福祉施設管理者は、入所者等の介助等について、必要に応じて、他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

(5) 相談窓口開設への協力

社会福祉施設管理者は、村の実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設 に協力すること。

(6) その他

村は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 要員の確保

村は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

(2) 安否確認、救助活動

村は、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

(3) 搬送体制の確保

村は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

村は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチーム を編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査 を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮 村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布 場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。 (6) 保健・福祉巡回サービス

村は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの 在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に 対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービス を実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

村は、災害発生後、必要に応じて、速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

- (8) 避難所における要配慮者に対する支援対策
- ア 避難所の物理的障壁の除去 (バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、 障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、 要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

- ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営
- (ア) 村は、必要に応じ、要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して 生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談 等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。
- (イ) 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、村と当該施設管理 者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとす る。
- (ウ) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

村は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、インターネット通信等による情報の提供

村は、在日外国人、訪日外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

村は、必要に応じて、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、村は、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第6款 応急住宅の確保

1 応急仮設住宅の供与・管理

村に災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与及び応急修理は、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。

なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、村長が行うものとする。

(1) 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に 着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

(2) 設置戸数の決定

村は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を県に速やかに報告し、県と協議のうえ、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、村の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供すること。

なお、国有地については、国有財産法第 19 条及び第 22 条第 1 項第 3 号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。

なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建築業協会 等の協力を得るものとする。

(5) 入居者の選定等

県は、村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。 なお、村においては、入所の選定に当たって災害救助法担当課、民生・児童委員 等からなる選考委員会を設置する。

ア 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住 宅を確保できない者

(例示)

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ・前各号に準ずる者

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置すること。

- (7) 応急仮設住宅の管理
- ア 県は、応急仮設住宅を設置したときは、その維持管理に努めなければならない。 ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の村長に委任することができる。
- イ 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談 等の各種サービスの提供に努めること。
- ウ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には。男女両方を配置すること。
- エ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに、個人単位でも作成すること とし、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、 外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報 の取扱い及び管理には十分に注意すること。
- (8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、 一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解 を得ておくものとする。

(9) 地域社会づくり

- ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。
- イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を 進めるものとする。

- ウ 自治会では、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえ たルールづくりを行うこと。
- エ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。
- オ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・ 児童委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動が行わ れるよう配慮するものとする。

(10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し、被 災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

- ア 恒久住宅需要の的確な把握
- イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- オ その他、住宅等に関する情報の提供

2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内 に完了するものとする。

(2) 応急修理の戸数の決定

県は、応急修理を要する戸数を村を通じて速やかに把握し、村と協議のうえ、対 象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常 生活を維持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で 応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

県は、村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。 なお、村においては、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課、民生・児 童委員等からなる選考委員会を設置する。

対象となる世帯は、半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところのなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(5) 建築相談窓口の設置

村は、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

村長は、この事務について、職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

3 公的住宅等の空家の活用

村は、状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空家に一時的に入居させる。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

第7款 広域一時滞在

村は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、 村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合に おいて、市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村 への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1款 食料の供給

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自 ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法又は国民保護法の適用があった市町村から食料供給要請があった場合、備蓄等から食料を供給するほか、当該市町村が食料供給に要した経費について、 災害救助法の規定の範囲内で支出する。

1 炊き出しその他による食料の給与

村は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの 寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊き出しや公的備蓄等から の食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入 所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段が ない者とする。

(2) 給与の内容

ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にあるもの を給すること。

- イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮したものを給すること。
- ウ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図ること。

(3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食(市販の弁当、おにぎり)等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

(4) 県、近隣市町村への協力要請

村は、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 品目

米穀 (米飯を含む。)、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

2 物資輸送拠点の指定及び管理

(1) 物資輸送拠点の指定

村は、あらかじめ定めた物資輸送拠点を活用し、調達した食料などの物資の集配を行う。

(2) 物資輸送拠点の管理

村は、食料などの物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物 資輸送拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全 を期するものとする。

村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

第2款 飲料水の供給及び給水の実施

村は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援

及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が飲料水の供給に要した費用について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

1 飲料水の供給

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水 を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

(3) 給与の方法

ア 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の 飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している 場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。

イ 給水車等により、隣接町村から搬送による給水を受けること。

ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなど により、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

2 応急給水の実施

(1) 公平で効率的な応急給水

村は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

(2) 応急給水基本計画

村は、県内外他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用するため、必要に応じ、応急給水基本計画を立案するものとする。

(3) 作業体制の確保

村は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水体制を整備する とともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速か つ効率的な応急給水を行うものとする。

(4) 重要施設の優先的給水

村は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

第3款 生活必需品の供給

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必

需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には村が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び 総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法又は国民保護法の適用があった市町村から生活必需品の供給要請があった場合、備蓄等から食料を供給するほか、当該市町村が生活必需品給(貸)与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

1 生活必需品の調達

(1) 公的備蓄

村は、震災時において被災者に対する生活必需品の給(貸)与の必要があると認められる場合は、物資の種類によっては備蓄拠点の備蓄物資を使用するものとする。

(2) 流通在庫備蓄

村は、前記(1)で調達できない物資について、事前協定を結んだ業者等から調達する。

(3) 県への調達の要請

村は、生活必需品の調達に不足が生じた場合、又は災害救助法が適用された場合 には、知事に生活必需品の調達の要請を行う。

2 生活必需品の給(貸)与

村は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに 日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必帯品を、 公的備蓄等から給(貸)与するものとする。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入りが禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者

(2) 給(貸) 与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。

(3) 給(貸) 与の方法

ア 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、 世帯ごとの人員も勘案のうえ、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与するこ と。

- イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成のうえ、給(貸)与すること。
- ウ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、

区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与すること。

(4) 品目の例示

ア 寝具 (毛布等)

- イ 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙オムツ等)
- ウ 様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
- エ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- オ 食器 (箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
- カ 光熱材料 (ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ 等付属器具、卓上ガスコンロ等)
- キ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具等の補装具類
- ク 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙オムツ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)
- ケ その他 (ビニールシート等)
- (5) 県、近隣市町村への協力要請

村は、多大な被害を受けたことにより、生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

第1款 保健衛生対策の実施

1 健康対策の実施

(1) 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで 診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、 必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業 者、NPO・ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(2) 巡回健康相談の実施

- ア 村は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、 保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。
- イ 村は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。
- ウ 村は、巡回健康相談の実施に当たり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者 の健康状況の把握に努めることとする。
- (3) 巡回栄養相談の実施
- ア 村は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、 早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとす る。
- イ 村は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回 栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施する など、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。
- ウ 村は、巡回栄養相談の実施に当たり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者 の栄養状態の把握に努めることとする。

2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

- (1) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施
- ア 心の相談所の設置と救護活動の実施

村(保健センター)は、県の保健所への心の相談所の設置に協力する。 心の相談所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて、次のことを実施する。

(ア) 第一段階

常駐の医師による保健センターでの診療、保健センターからの避難所への巡 回診療及び訪問活動

- (イ) 第二段階
 - a 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- b 保健センターによる長期の継続が必要なケースの把握、対応
- (ウ) 第三段階 各心の相談所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等
- (エ) 第四段階
 - a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- b PTSD(心的外傷後ストレス障がい)への対応 心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供(FA Xニュース等)は、原則としてセンターに一元化する。センターは、保健所に

おける心の相談所、一般医療チーム、精神科医療チーム(ボランティアによる派遣チーム等を含む。)等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

(2) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、村は、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配付する等により、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

1 防疫対策の実施

(1) 防疫組織の設置

村は、それぞれ防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

村は、気象庁、警察及び消防団等との連絡を取り、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、 発見した場合又は疑いのある場合は、村又は保健センターへの通報連絡を迅速に行 う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密に する。

(3) 防疫対策

村は、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

(4) 消毒薬品・器具器材等の調達

村は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また 必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行う。

(6) 予防教育及び広報活動

村は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(7) 記録の整備及び状況等の報告

村は、警察、消防団等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を保健センター長に報告する。

(8) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、 昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施に ついて」により行う。

2 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、 村は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止 に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。 このため、村は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管
- エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- オ 愛護動物に関する相談の実施等
- (3) 避難所における愛護動物の適切な指導等

村は、県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

第3款 災害廃棄物処理

1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

(1) 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

村は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

村は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

村は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

- (3) 処理の実施
- ア 災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去
 - (ア) 村が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。
 - (イ) 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者 の意思を踏まえ決定する。村は、所有者の解体意思を確認するため、申請方法 を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。
 - (ウ) 損壊家屋については、石綿やPCB等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光 発電設備、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。
 - (エ)建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者 等と連携した解体体制を整備する。
- イ 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

村は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに、仮置場を十分に確保する。また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

- (4) 村民の行動
- ア 村が定める分別区分を遵守する。
- イ 仮置場への搬出は、村の指示に従う。

2 避難所・生活ごみ処理

- (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握
- ア 村は、災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ や粗大ごみと一般生活により発生するごみとに区分し、各々について排出量を推 定する。
- イ 村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理 の必要性や収集処理見込みを把握する。
- ウ 村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。
- (2) 作業体制の確保
- ア 人員、資機材等の確保

村は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

イ 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合、村は、県、近隣市町村、民間の廃棄 物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

ア 避難所ごみ、生活ごみの収集

村は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等における生活ご みの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや 粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とするものとす る。

イ ごみの一時保管場所の確保

村は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をするものとする。

ウ 住民への広報

村は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(4) 村民の行動

- ア ごみは指定された方法により搬出する。
- イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

3 し尿処理

- (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握
- ア 村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排 出量を推計する。
- イ 村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、 当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
- ウ 村は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。
- (2) 作業体制の確保
- ア 人員、資機材等の確保

村は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

(ア)村は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(イ) 村は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域 的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

村は、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を 確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず仮設(簡易)トイレ等で処理するよう広報を行う。

ウ 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等に よって水の確保を図る。

エ 仮設(簡易)トイレの設置

村は、必要に応じて、水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ(簡易)等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能で あるか確認し、受け入れについて検討するものとする。

第10節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の捜索

1 行方不明者の調査

(1) 相談窓口の設置

村は、相談窓口を設置し、警察本部と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ及び迷い人等の保護に関する相談等に対応する。

(2) 安否照会への対応

村は、警察本部が避難所へ調査班を派遣して行う避難者と迷い人、行方不明者の把握や安否照会に協力する。

2 遺体の捜索

(1) 捜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、村が、県・県警察本部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

(2) 捜索活動の実施

村は、災害による行方不明者等がある場合には、警察の協力を得て、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と捜索する。

第2款 遺体の検視、検案、埋葬の実施

1 遺体の確認

- (1) 村は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。
- (2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、又は警察官が発見した遺体について、調査又は検視を行い、医師の検案を経た後、関係者(遺族又は区長)に引き渡す。
- (3) 村は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。
- (4) 村は、身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を 写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、身元の確認に努め る。警察は、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てDNA型 資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。
- (5) 警察は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、遺品とともに村長 に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第 92 条第 1 項に規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体 調査書を添付して行うものとする。

2 遺体の安置、一時保存

遺体の処理は、村が実施するものとする。ただし、村のみで対応が困難な場合、 県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて、村が行う遺体の処理への協力を要 請する。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、村は、人 心の安定上または腐敗防止上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を 行い、遺体を一時保存し、埋葬に備える。

(2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の 診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その 遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、村が実施する。ただし、遺体が多数の場合等で村のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて、検案活動への協力を要請する。

(3) 遺体の収容 (安置)、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、村の設置する遺体収容所に収容する。

ア 遺体検案所・収容所(安置所)の設置

村は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院公共建物等)に遺体の検案所・収容所(安置所)を設置する。

村は、被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

イ 棺の確保

村は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明遺体の集中安置

村は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、 遺品ともに少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院 等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

3 遺体の埋葬

(1) 死亡者数の確認

村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、村が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

村の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し 次第遺族に引き渡す。

(3) 広域火葬の実施

村は、県の調整結果に基づき具体的に他県の市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動

第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

1 予想される混乱

震災時に予想される混乱として、次のものがあげられる。

- (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
- (2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- (4) 品薄による売り惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- (5) 真偽不明情報の流言による混乱
- (6) 被災地や避難所等での住民の混乱
- (7) 行方不明者の相談、捜索活動等の混乱

2 住民への広報・伝達

村は、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、 住民の取るべき措置についてテレビ等の報道機関の協力を得るため、知事に要請す る。

3 警備活動の強化

(1) 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃 盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

ア 地域安全活動の実施

(ア) 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを構築する。

(イ) 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

第2款 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者対策の実施

村は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

第12節 公共施設等の応急復旧活動

第1款 公共土木施設等の応急復旧

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

村は、早急にパトロール等を実施し、村内の道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努め、速やかに 土木事務所に報告する。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、村災対本部に密に 連絡する。また、住民に対して、テレビ、ラジオ、情報板、看板等により、それら の情報を広報する。

2 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

村は、地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害については土のうを設置するなど応急復旧を行うとともに、速やかに復旧計画を立てて復

旧する。

ダムや水門等の施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を 図る。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

3 農業用施設の応急復旧

村は、地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設、農道については、村において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

村は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第13節 ライフライン施設の応急復旧

第1款 ライフライン途絶時の代替対策

1 し尿処理機能停止時の代替措置

(1) 緊急汲み取りの実施

村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

第2款 ライフライン施設の応急復旧

1 簡易水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧基本計画

村長は、県内外他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用するため、必要に応じ、応急復旧基本計画を立案するものとする。

(2) 作業体制の確保

村長は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧体制を整備するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

(3) 重要施設の優先的復旧

村長は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようしておくものとする。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1款 被災者・住民への的確な情報伝達

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

村は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等)
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、ひとり暮らし、認知症)、障がい者等のケアニーズの把握については、村職員、県職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人に

ついても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2 生活情報の提供

村は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビの活用

県内のテレビ局、11 c h の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(2) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用 村ホームページを活用して、被災者・住民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

第2款 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

村は、2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2 各種相談窓口の設置

村は、被災者のニーズに応じて、次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、 法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第3款 住民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力 して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるお それがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被 災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第15節 二次災害の防止活動

第1款 水害、土砂災害対策

1 水害防止対策

震災時における水防活動は、県防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水 防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び村の措置

地震が発生した場合、河川施設、ダム等の被害、またはダム放流による洪水の発生が予想されるので、水防管理者又は村長は、地震(震度5強以上)が発生した場合は、水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、河川施設、ダム等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

2 土砂災害防止対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地、

また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流(小流域)について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることがあるため、適切な処置を行う。

(1) 現地状況の把握

村は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集するほか、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流(小流域)、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に住民の避難情報等の判断を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土 交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報 を提供する。

【国土交通省】

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

イ 河道閉塞による湛水

【県】

ア 地すべり

(3) 応急措置

村は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があると判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- 避難指示
- 立入規制
- ・クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ・観測機器の設置、観測

(4) 復旧対策

村は、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(5) 情報の連絡・広報

村は、土砂災害危険箇所についての情報を災害対策本部や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2款 建築物等の倒壊対策

1 応急危険度判定

- (1) 判定士派遣要請·派遣
- ア 判定士派遣要請

村は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ 判定士の派遣

村が、県に要請し、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣が行われる。

- (2) 応急危険度判定活動
- ア 判定の基本的事項
 - (ア) 判定対象建築物は、村が定める判定街区の建築物とする。
 - (イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、1人の判定士は3日間を限度 に判定作業を行う。
 - (ウ) 判定結果の責任については、村が負う。

イ 判定の関係機関

- (ア) 村は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- (イ) 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、村の指示に従い実施する。
- (イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(全国被災建築物応急危険度判定協議会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び 鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- (ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- (エ) 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。
- (オ) 判定は、原則として「目視」により行う。
- (カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2 二次災害防止のための応急措置

村は、建物応急危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策

1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、村並びに危険物等取扱事業所は、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、村等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、 あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等 の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材 等により処理する。

(3) 対応

村は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(4) 地域住民に対する広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報すると ともに村、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

村は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油類等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

村は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、 消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみで は十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第4款 宅地等の崩壊対策

1 宅地危険度判定

- (1) 宅地判定士派遣要請・派遣
- ア 宅地判定士派遣要請

村は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

イ 宅地判定士の派遣

県は、市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の 派遣を行う。

- (2) 宅地危険度判定活動
- ア 判定の基本的事項
 - (ア) 判定対象宅地は、村が定める判定実施区域内の宅地とする。
 - (イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、1人の宅地判定士は3日間を 限度に判定作業を行う。
 - (ウ) 判定結果の責任については、村が負う。

イ 判定の関係機関

- (ア) 村は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。
- (イ) 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、村の指示に従い実施する。
- (イ) 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地 危険度判定連絡協議会発行)の判定基準により、擁壁、法面、自然斜面ごとに 行う。
- (ウ)調査は、判定調査票の項目に従って、主として宅地の外観からの目視や簡便 な計測により行う。
- (エ) 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、 宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の 表示を行う。

2 二次災害防止のための応急措置

村は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

第16節 自発的支援の受け入れ

第1款 ボランティア活動の受け入れ

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 村における措置

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については災害対策 本部内にボランティア調整グループを編成し、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮 崎県支部等と連携してボランティアの総合調整を図るものとする。

(2) 受入れ体制の確保

災害発生後直ちに、村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は 事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援する。

- (3) 「受入れ窓口」の運営(村社会福祉協議会) ボランティア現地本部の活動内容は次のとおりとする。
 - ①被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
 - ②ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
 - ③活動中のボランティアへの支援
 - ④ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
 - ⑤被災者やボランティアに対する情報提供
 - ⑥ボランティア連絡会議の開催
 - ⑦ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
 - ⑧災害対策本部との連絡調整
 - ⑨「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
 - ⑩ボランティアコーディネーターの受入れ
 - ⑪その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに村社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力 依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援(水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の 介護等)
- ウ 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- エ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動
- (3) 活動拠点の提供

村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボラン ティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

村は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(5) ボランティア等への啓発

村は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- ア 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- ウ 被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- エ 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

3 地域安全ボランティアの活動

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に 危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

ついては、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った 的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会 福祉協議会及び県・市町村との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況 に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボ ランティアを育成する必要がある。また、警察及び防犯協会は、関係機関及びボラ ンティアリーダーと協力して地域に必要な情報の提供活動(地域安全ニュースの発行等)や、地域のニーズに応じた活動について検討する。

- (3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容
- ア 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動
 - ・災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障がい者等要配慮者世帯に 対する周知活動
 - ・ 危険箇所の点検活動
 - ・地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
 - ・地域でのパトロール活動
 - ・地域安全ニュース等による情報提供活動等
- イ 災害時における主な地域安全活動
 - ・地域での安全パトロール活動
 - ・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
 - ・高齢者等の要配慮者宅訪問活動
 - ・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の 確認活動
 - ・防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の配分協力活動等

第2款 義援物資、義援金の受け入れ

1 災害義援物資の受け入れ

(1) 募集

災害の発生に際して、村、県及び関係機関は連携し、必要に応じて、被災者への 義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に 被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請 する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- ア 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- イ 梱包は開かなくても内容が分かるよう、識別表等により内容を表示すること。
- ウ 物資は、新品が望ましいこと。
- エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請 すること。

オ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本 とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、 義援金での支援に理解を求めること。

(2) 輸送

村、県及び関係機関は連携のうえ、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し、速やかに輸送する。

(3) 配分

村は、物資の配送を受けたときには、ボランティア等の支援も受け、速やかに被 災者に物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画 的に配分する。

2 義援金の受け入れ

(1) 募集

災害の発生に際して、村、県及び関係機関は連携し、必要に応じて、被災者への 義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である 配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

第17節 災害救助法の適用

第1款 災害救助法の適用

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

(救助の種類)

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与

- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著 しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、① (応急仮設住宅を除く。)、②、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩の救助については、 災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ村長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、同 法施行細則第2条の2により委任されている以外の救助についても、知事は、救助 を迅速に行うため、必要があると認めるときは、同法第30条により村長に委任する ことができる。

2 被災認定の基準

救助法の適用に当たっては、村が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のもの

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のもの

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

ア住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等 で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有 しているもの等は、それぞれ1住家として取扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が、次のいずれかに該当し、かつ現に応 急的な救助を必要とするときに市町村ごとに行うものとする。

(1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被災世帯に達したとき。

市	町	村	\mathcal{O}	人	П	被災世帯数
				5,000)人未満	30世帯
5,0	000人以	人上	1	5,000	人未満	40世帯
15,0	000人以	人上	3	80, 000	人未満	50世帯
30,0	000人以	人上	5	50, 000	人未満	60世帯
50,0	000人以	儿上	10	00,000	人未満	80世帯
100,0	000人以	人上	30	00,000	人未満	100世帯
300,0	00人以	人上				150世帯

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500 世帯以上であって、 市町村の被災世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被災世帯数の2分の1に達 したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が 7,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 市町村の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく 困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

救助法による市町村別適用基準

(県人口1,104,069人)

区 分 市町村名	人口	適用世帯数	区 分 市町村名	人口	適用世帯数
宮崎市	401, 138	150	高鍋町	21, 025	50
都城市	165, 029	100	新富町	17, 373	50
延岡市	125, 159	100	西米良村	1,089	30
日南市	54, 090	80	木城町	5, 231	40
小林市	46, 221	60	川南町	16, 109	50
日向市	61, 761	80	都農町	10, 391	40
串間市	18, 779	50	門川町	18, 183	50
西都市	30, 683	60	諸塚村	1,739	30
えびの市	19, 538	50	椎葉村	2, 808	30
三股町	25, 404	50	美郷町	5, 480	40
高原町	9, 300	40	高千穂町	12, 755	40
国富町	19, 606	50	日之影町	3, 946	30
綾町	7, 345	40	五ヶ瀬町	3, 887	30

(人口は、平成27年国勢調査結果による)

4 救助法の適用手続

- (1) 災害に対し、村における被害が「3 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により村長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。
- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受けるものとする。

<「災害救助法による救助の程度と期間」早見表>

救助の種類	対	象		費月	の限度	額	期	間		備	考
避難所の設置		現に被害を受 るおそれのあ る	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収 容する「福祉避難所」を設置 した場合、当該地域における 通常の実費を支出でき、上記 を超える額を加算できる。			額を加算 者等を収 」を設置 における き、上記	災害発生の日 から7日以内		1 費用は避難所の設置、 維持及び管理のための賃 金職員等雇上費、消耗器 材費、建物等の使用謝 金、借上費又は購入費、 光熱水費並びに仮設便所 等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送 費は別途計上		
応急仮設住宅 の供与	であって、自	全焼又は流失 住家がない者 らの資力では とができない	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡ (9坪) を基準とす る。			基準とす たり 0円以内 版ね50戸 は、集設 を は、費用	災害発生の日 から20日以内 着工		1 平均1戸当たり 29.7㎡、2,621,000円以 内 であればよい。 2 高齢者等の要接護者等 を数人以上収容する「福 祉仮設住宅」を設置でき る。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上 げによる設置も対象とす		
炊き出しその 他による食品 の供与	2 全半壊(収容された者 焼)、流失、 炊事できない	1日1人当たり 1,080円以内			円以内	災害発生の日 食品給与のためのから7日以内 を延給食日数で除しが限度額以内であれい。(1食は1/3日)		で除した金額 であればよ		
飲料水の供給		を得ることが 飲料木及び炊 であるこ	当該地域における通常の実費			常の実費	災害発生の日 1 輸送費、人件費 から7日以内 計上		人件費は別途		
被服、寝具そ の他生活必需 品の供与又は 貸与	全半線(焼)、流失、床 上浸木等により、生活上必 要な被服、寝具、その他生 活必需品を喪失又は毀損 し、直ちに日常生活を営む ことが困難な者		1 夏季 (4月~9月) 冬期 (10月~3月) の季別は災 害発生の日をもって決定す る。 2 下記金額の範囲内						1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること		
			区	分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人	世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに 加算
			全線	M	18, 300	23, 500	34, 600	41,	500	52,600	7,700
			全焼流失	冬	30, 200	39, 200	54, 600	63,	800	80, 300	11,000
			半續	¥	6,000	8,000	12,000	14,	600	18, 500	2,600
			半焼床上	4	9, 700	12,600	17, 900	21,	200	26, 800	3,500

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応 急的処置)	1 教護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実 費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額 以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から14日以内	患者等の移送費は、別途 計上
助産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした者 であって災害のため助産の 途を失った者(出産のみな らず、死産及び流産を含み 現に助産を要する状態にあ る者)	1 教護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、債 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日 から7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上
災害にかかっ た者の教出	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にある 者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から3日以内	 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後 「死体の捜索」として取り扱う。 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	1 住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困 難である程度に住家が半 壊(焼)した者		災害発生の日 から1ヵ月以 内	
学用品の給与	住家の全線(焼)、流 失、半線(焼)又は床上浸 水により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のある 小学校児童、中学校生徒及 び高等学校等生徒		から (教科書)	 備蓄物資は評価額 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対 象にして実際に埋葬を実施 する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 208,700円以内 小人 (12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象とな る。

救助の種類	対	象	費用の限度額	期間	備考		
死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情によりす でに死亡していると推定さ れる者		当該地域における通常の実費	災害発生の日 から10日以内	1 輸送費、人件費は、別 途計上 2 災害発生後3日を経過 したものは一応死亡した 者と推定している。		
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理 (埋葬を除く。)をする。		(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400円以内 一 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 検案 教護班以外は慣行料金	災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護 班 2 輸送費、人件費は、別 途計上 3 死体の一時保存にドラ イアイスの購入費等が必 要な場合は当該地域にお ける通常の実費を加算で きる。		
障害物の除去	居室、炊事場、 客物が運び込ま め生活に支障を る場合で自力で ことのできない	まれているた をきたしてい では除去する	1 世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日 から10日以内			
輸送費及び賃 金職員等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の教出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 牧済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	教助の実施が 認められる期 間以内			
救助の種類	範	囲	費用の限度額	期間	備考		
実費弁償	災害教助法施行令第10条 第1号から第4号に規定す る者		災害教助法第17条第1項の 規定により教助に関する業務 に従事させた都道府県知事の 総括する都道府県の常勤の職 員で当該業務に従事した者に 相当するものの給与を考慮し て定める。	救助の実施 が認められる 期間以内	時間外勤務手当及び旅費 は別途に定める額		

[※]この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣 に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。 内閣府政策統括官(防災担当)

第18節 文教対策

第1款 学校教育対策

1 応急教育

- (1) 応急教育の実施責任者 村立学校の応急教育は、村教育委員会が計画し、実施する。
- (2) 応急教育計画の作成とその実施 応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保 等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。
- (3) 児童生徒の安全の確保措置 災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置を取る。

ア 村立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置を取るよう、村教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、 県教育委員会は村教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の 全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

イ 校長の措置

(ア) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するととも に、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成し、職員に周知する。
- b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければなら ない。
- (a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
- (b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
- (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法 を検討する。
- (d) 村教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。
- (e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に 周知させておく。

(イ) 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに 把握するとともに、村教育委員会に連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に

必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。

- c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- d 応急教育計画については、村教育委員会に報告するとともに、決定次第速や かに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、 村教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- c 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d 災害の推移を把握し、村教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、 その時期については早急に保護者に連絡する。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するため の応急対策は、次の要領による。

- ア 公立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合 村立学校にあっては、村において応急復旧工事を実施する。
- イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するに必要な施設・設備を校長において確保することができない場合、村教育委員会は、県教育委員会に対し、他の市町村教育委員会間の調整を要請する。

(5) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア 村立学校に対する措置

- (ア) 災害発生時における教職員の被害状況について、村教育委員会は速やかに県 教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。
- (イ) 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ、速やかに次 の措置を講じ、教職員の補充を行う。
 - a 条例定数の範囲内において、でき得る限りの補充を行う。
 - b 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
 - c 必要に応じて、小中学校にあっては非常勤講師の配当を行う。

d 上記 a ~ c の措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員(地方 公務員法第22条)の予算措置を講じるとともに、差し当たって、被災地以外の 教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に 派遣するよう措置する。

2 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、 村は、次により援助支援を行う。

- (1) 被災により就学困難となった村立学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置を取るよう村教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災により教科書及び学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して、村は、その供給を支援する。

3 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- (1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、村教育委員会に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。
- ア被害があってもでき得る限り継続実施するよう努めること。
- イ 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに 実施できるよう努めること。
- ウ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き 出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する こと。
- エ 被災地においては伝染病発生のおそれがあり、衛生については特に留意すること。

4 災害時における環境衛生の確保

- (1) 事前準備
- ア 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な 処置を施す。
- イ 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導 する。
- (2) 災害時の措置

災害後の伝染病、防疫対策については、校長は、保健センターの指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

5 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

(1) 事前準備

- ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極 的に進める。
- イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の 研修を実施する。
- (2) 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康 の保持に関する支援を組織的に行う。

6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

- (1) 臨時のカリキュラムでの対応
- ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場 の確保についてその可能性を検討する。
- イ 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取組ませるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。
- (2) 公共施設の利用(公民館や図書館など) 道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業 を再開する。
- (3) 民間施設の活用
- (4) プレハブ教室の早期設置
- (5) 訪問教育の実施等
- ア 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。
- イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第2款 文化財保護対策

1 予防対策の実施

- (1) 村は、文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るように奨励する。
- (2) 村は、文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。

2 被害状況の把握と応急対策の実施

村教育委員会は、情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、県教育委員会からの被災文化財個々についての応急対策の指示に基づき、実施する。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命 にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを 得ない場合はこの限りでない。

第19節 農林水産関係対策

第1款 農産物応急対策

1 情報の収集

村は、農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2 農産物対策

村は、農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 水稲
- ア 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- イ 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ウ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮
- (2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

- (3) 果樹
- ア 露出した根部の覆土(地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が 崩壊しない軽度の場合)
- イ 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
- ウ 施設の破損箇所の早期復旧対策

(4) 花き

施設の破損箇所の早期復旧対策

(5) その他露地作物等

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

第2款 林産物応急対策

1 情報の収集

村は、林業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。

2 林産物対策

村は、林業関係団体と協力して、生産者へ対策の徹底を図る。

第20節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1款 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の防災対応について

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された際には、迅速に初動体制の確立 を図り、情報の収集や伝達に努める。初動体制の確立の詳細は第3章第1節第1款 を、情報の収集や伝達の詳細は第3章第2節第1款を参照。

第2款 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の防災対応について

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。初動体制の確立の詳細は第3章第1節第1 款を、情報の収集や伝達の詳細は第3章第2節第1款を参照。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動の詳細は第3章第14節を参照。

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、地震の発生から 1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

平成31年3月に内閣府から示された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」を踏まえ、土砂災害等や家屋倒壊の危険性が高い地域(又は自主避難を促す地域)、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等、具体的な避難実施に係る崖崩れ等災害の特性に応じた避難計画内容について住民等への周知徹底を図るものとする。

(2) 避難収容活動

「第3章第7節 避難収容活動」参照

- (3) 関係機関のとるべき措置
- ①消防機関等の活動
- ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防 機関及び消防団が出火及び混乱の防止、土砂災害からの円滑な避難の確保等のた めに講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。
- (ア) 危険性の高い地域等における地域住民等の避難誘導、避難路の確保
- イ 村は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、県に対して必要な措置の補完を要請する。
- ②危険性の高い地域等及びその周辺の秩序の維持

【警察】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、関係機関等との緊密な連携のもとに、情報の収集、分析に努め、危険性の高い地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、危険性の高い地域等での犯罪、交通等の様々な情報を関係機関と共有し、地域一体となった活動を推進する。

③ライフライン施設の対策

【ライフライン事業者】

水道、電力、ガス及び電話等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における、各ライフラインの供給体制を整備する。また、村及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対

応を図るものとする。

④放送関係対策

【放送事業者】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、緊急的な放送体制の整備を図るものとする。

⑤金融関係機関の対策

【日本銀行宮崎事務所】

関係行政機関と連携協力のうえ、金融業務の円滑な遂行を確保するための事前 の準備措置を行うものとする。

⑥交诵対策

ア 道路

【警察】

(ア) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

【県】

(4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ必要な事項を一般に広く周知させるものとする。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など)

【県、村、警察、道路管理者】

- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難対象 地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知 するものとする。
- ⑦村が管理等を行う施設等に関する対策

ア 道路等交通関係施設

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、第2章第1節 第1款の対策を再確認するものとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 重要施設等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、第2章第1節 第2款の対策を再確認するものとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ウ 防災上考慮すべき施設等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、危険物等を取り扱う施設等の不特定多数の者が出入りする施設等は、事業所等の災害時におけ

る防災体制を再確認するものとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

⑧観光客等に対する措置

村は現地の地理に不案内な観光客等に対して、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表を周知するため、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

第3款 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の防災対応について

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。初動体制の確立の詳細は第3章第1節第1 款を、情報の収集や伝達の詳細は第3章第2節第1款を参照。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動の詳細は第3章第14節を参照。

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 村が管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合、第2章第1節第 2款の対策を再確認するものとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第 4 章 地震災害復旧·復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

村は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、 災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、 復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

地震による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2款 被害が甚大な場合の基本的方向

地震による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も促進するものとする。この場合、村がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1款 公共施設災害復旧事業計画

1 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

- (1) 公共十木施設災害復旧事業計画
- ア 道路施設災害復旧事業計画
- イ 河川施設災害復旧事業計画

- ウ砂防設備災害復旧事業計画
- 工 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- 力 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10) その他の計画

2 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

3 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が 行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものと する。

4 災害復旧資金の確保措置

村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

村は被災した場合において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

第2款 激甚災害の指定

1 制度の概要

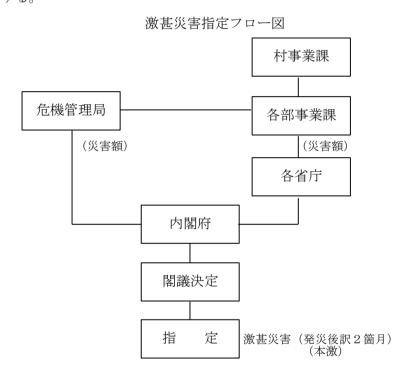
激甚災害については、広域的(全国レベル)な「本激甚指定」と、市町村レベル

の局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の二通りの指定基準がある。 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国 庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害 復旧などその基準別に個別に指定される(局地激甚災害については、該当する災害 は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。)。

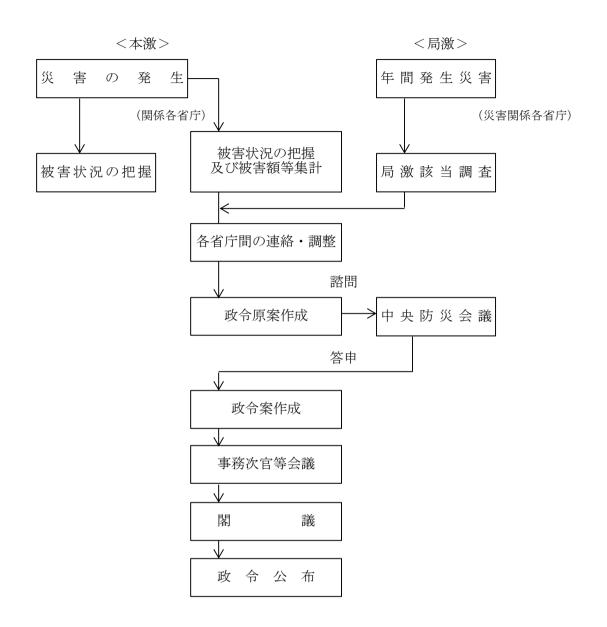
2 災害調査

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。



3 激甚災害指定の手続

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する(災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。)。



第3節 計画的復興の進め方

地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって、被災地域の復興に当たっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。なお、基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)に基づき対応するものとする。

第1款 震災復興対策本部の設置

村は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、村長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

第2款 震災復興方針・計画の策定

1 震災復興方針の策定

村は、学識経験者、有識者、村議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 震災復興計画の策定

村は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、 市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその 事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3款 震災復興事業の実施

1 震災復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

村は、震災復興に関する専管部署を設置する。

(2) 震災復興事業の実施

村は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

1 総合相談窓口の設置

村は、第3章第14節第2款「相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置するものとする。

2 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため、県と共同で 出張相談所を開設するものとする。

主な参加機関は、次のとおりとする。

農林振興局、福祉こどもセンター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所(商工会)、社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、NTT、市町村

第2款 生活確保資金の融資等

1 被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、 配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合 的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 災害弔慰金等の支給

村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき、町村の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するものとする。なお、費用負担は国 1/2、県 1/4、村 1/4 となっている。

3 災害援護資金の貸付

村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

なお、資金貸付の財源は、国が 2/3、県が 1/3 を、村に無利子で貸付けることとなっている。

4 生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の災害臨時経費の貸付

村は、県社会福祉協議会が実施(民生委員・児童委員及び村社会福祉協議会が協力)する生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付について、住民に制度の周知を図る。(窓口は村社会福祉協議会。)

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

村は、県が実施する母子父子寡婦福祉資金の貸付について、住民に制度の周知を

図る。

6 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)の対象となる災害が発生した場合、村が窓口となり、また事務を適切に処理し、被災者の自立再建の円滑化を支援する。

7 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。基金の利用にあたっては、村が窓口となり、基金に対して支援金請求を行う。支援金交付先は村となるため、被災者へは村が支給する。

8 り災証明の交付

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に 実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を 確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する ものとする。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応 急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認 定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それ ぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被 災者に明確に説明するものとする。

第3款 税対策等による被災者の負担の軽減

村は、被災者に対する村税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置を計画的に実施するものとする。

第4款 住宅確保の支援

1 災害公営住宅の建設

- (1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものとする。
- ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合
 - (ア)被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

- (イ) 村の区域内の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき。
- イ 火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき。)
 - (ア)被災地域の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき。
 - (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき。
- (2) 災害公営住宅は原則として、村が建設し管理するものとする。
- (3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、概ね次によるものとする。

ア 入居者資格

次の各号(老人等にあっては、(ア)、(ウ)及び(エ))の条件を具備する者

- (ア) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- (イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (ウ) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を超えないこと。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

- (ア) 村別建設戸数は被災滅失住家戸数の3割(激甚災害は5割)以内とする。 ただし、他市町村で余分があるときは、3割(激甚災害は5割)を超えることができる。
- (イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割(激甚災害は5割)以下の場合、3割(激甚災害は5割)に達するまで建設することがある。

2 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、村は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況 の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、り災者に対し、当該融資が 円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等 を行うものとする。

(2) 災害復興住宅(新規、購入、補修)融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していたり災者(り災の日から2年を経過しない場合に限る。)は、融資を受けることができるので、県及び村は、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行うものとする。

また、村は、り災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないよ

うに努めるものとする。

第5款 災害復興基金の設立

村は、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第1款 中小企業の復興支援

1 被害状況把握のための体制整備

村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 資金需要の把握連絡通報

村は、商工団体等と連携し、村内中小企業関係の被災状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

村は、県及び商工団体等と協力し、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の 特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

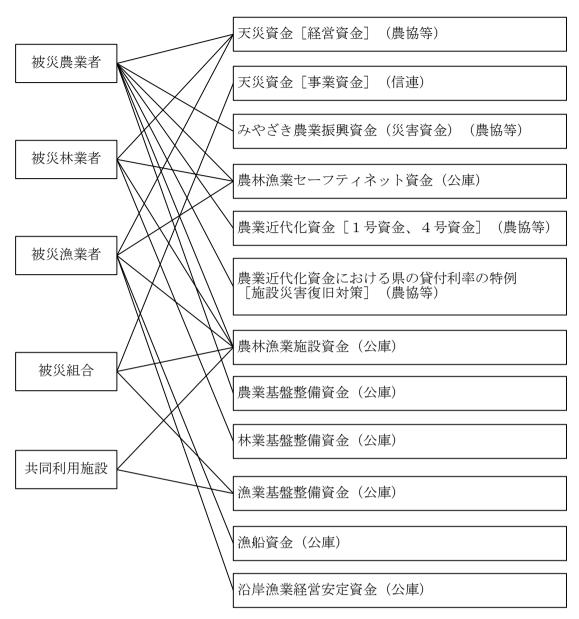
4 租税等の徴収猶予・減免等

被災した納税者または特別徴収義務者に対し、租税の納税緩和措置として地方税 法または条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等について、事業者の実情に応 じて適切な措置を講ずる。

第2款 農林水産業の復興支援

1 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。



※ 信連=宮崎県信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会 公庫=株式会社日本政策金融公庫

2 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を発動し、被害農業者の経営再建を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金(農地等の復旧資金)、農林漁業施設資金(施設復旧資金)を活用し、早急な災害復旧を図るものとする。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金(1号資金、4号資金)の適用により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

3 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進するものとする。

4 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進するものとする。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図るものとする。